

第4回定例会会議録

平成18年12月 7日(木)

開 議 午前10時00分

○議長(土屋 実君) 改めまして、おはようございます。 これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

- - - 日程第1 一般質問 - - -

○議長(土屋 実君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

頁	通告番号	氏 名	件 名
37	1	朝 倉 謙 一	人権政策課について
56	2	古 越 日 里	おトク 通信で行っている事業の今後は 誰でも安心して医療が受けられるように
62	3	市 村 千恵子	子どもの医療費無料化を小学校卒業まで
81	4	武 井 武	「2万人公園都市構想」実現に向けて
89	5	内 堀 千恵子	いじめ対策に命の大切さと思いやりの心の啓発を 男女共同参画社会の推進について

順次発言を許可いたします。

通告1番、朝倉謙一議員の質問を許可いたします。

朝倉謙一君。

(9 番 朝倉謙一君 登壇)

○9番(朝倉謙一君) おはようございます。

通告1番、朝倉です。

私は、通告どおり人権対策課についての質問をいたします。

質問の前に、10月3日に人権対策課の古越課長が、自ら命を絶つという、大変悲しい出来事が起きてしまいました。

故人並びにご家族の皆さまに、改めて心よりご冥福をお祈りいたします。

さて、どうしてこのような悲しい出来事が起きてしまったか、どこに原因があったのか、町長は10月25日の議会との全員協議会の中で「責任は私にある」と言うだけで、原因は何なのか、はっきりと発言をしませんでした。

振り返ってみても、過去において、長期休暇や長期入院になった職員、また、思い切って退職をされた職員などがあり、今回は自ら自分の命を絶つという、本当に悲しい出来事になってしまいました。先日、故人の妹さんに会うことがあり、妹さんは、本当に優しく兄弟思いの兄だったと、涙ながらに話をしてくれました。私も目頭が熱くなり、まともに顔を見ることができませんでした。

私は二度とこのような悲しい出来事が起こらないように、どこに原因があるのか、しっかりと分析をし、対策を取るべきと考えます。

そこで、町長はどこに原因があったのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

原因、このことは、行政の主体性の欠如と、私の適切な対応が、これを欠いた、このことが一番の原因であると、こういうふうに思っております。

その主体性の欠如でありますけれど、やはりこの同和対策に取り組んできた、そのことを一度きっちり振り返っていかなければならない、こういうふうに思っております。その中であって、先ほど、朝倉議員が話されたように、起こしてはならない悲しいことが起きてしまいました。そして、行政として今後、二度とこのようなことはない、このことの検討を進め、協議会とも話し合いをもちました。

何といても、これは町の行政の主体性の欠如、これが一番の原因であったと、こういうふうに思っているところでございます。その中であって、町として今後の人権政策を進めるうえにあたって、同和対策の基本的な経緯、そして現状と問題点、今後の対応、これに分けて検討をしてきたところであります。

まず、なぜ同和対策が必要であったか、ここを忘れては議論が進めないと考え、この原点から申し上げてみたいと思います。

朝倉議員、そして、議員皆さまもご存じのように、昭和40年に同和地区に関する社会的及び経済的問題を解決するための答申が出されました。その答申は、同和問題とは日本社会の歴史的発展の過程において形成された、身分・階層構造に基づく差別により、日本国民の一部が、経済的、社会的、文化的に低位の状況・状態に置かれ、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会において、何人も保障されている市民的権利と自由が保障されない、されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であると定義づけられ、人々の観念や意識の中に潜在し、これが言葉や文字や行為を媒介として潜在化する心理的差別と、劣悪な生活環境等に象徴される生活実態から来る実態的差別とに分類し、相互に因果関係を持つこれらの2つの差別解消を行政施策の課題とされたわけでありませぬ。以来、特別対策が執行されるまで、当町もこれが解消に取り組んでまいりました。また、執行後も、積み上げてきた成果を損なわないために、町条例に基づき、人権が尊重される差別のない社会を目指してまいりました。結果、同和地区の生活環境や生活実態は、同対審答申当時と比べ、著しく改善されたわけでありませぬ。

しかし、心理的差別も解消に進みつつあるも、実態面の改善、これに比べ、差別事象の発生が依然として見られる現状にあるわけでありませぬ。まことに残念でありませぬ。人間の業と言うべきか、人々の心の中に潜在する意識を変える、この難しさを痛感しているところでありませぬ。

そして、問題点であります、言うまでもなく、差別の解消は行政はもとより我々住民に課せられた使命であります。同和問題の最終的な解決のためには、すべての住民、これ一体となった理解と協力が、絶対不可欠であるわけでございます。

しかしながら、まだまだ同和問題になると、活発な意見等がいまなおできない、かつ、潜在的傾向、さらに高度技術の中であって、その事象が陰湿になってきている、こういうようなことが現実起きてきているわけであり、このことは、とりもなおさず、行政の主体性の欠如と、深く反省をし、今後の対応についていま取り組んでいるところであります。

いずれにしましても、原因は非常に複雑に絡み合っている、1つ2つではなくて、これをすべて解きほぐしていかなければならない、こういうふうにも思っているところでありますが、先ほど来、何回も申し上げますように、行政の主体性の欠如、そして、私の適切な対応がなかった、このことが一番の問題点であったと、こういうふうにも思っております。

そして、私は、この悲しい出来事を二度と起こさない、これをどうするか、今後の関係をどうするか、その視点でいま対応をしている、こういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） いま町長の方から、昭和40年からのこの同和対策のことに、説明がありました。

その中で、町長、主体性のなさという形で、原因として主体性のなさというような発言がありましたけれども、この主体性のなさというのは、要は亡くなられた課長に対して言っているのか、それとも解放同盟の方に言っているのか、行政としてこの同和対策のことを言っているのか、そこら辺はちょっと、どうなんですか。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

私が先ほど来申し上げていることは、運動団体からの要求は、要求をのむかのまないか、これは行政側の姿勢であると、その結果、いろいろな問題が起きてしまって、そのことは行政側がきちとした姿勢を示さなかった、そしてまた、問題が起きたときに、適切な対応をとってこなかった、このことが行政の主体性であり、私の不適切があったと、これが原因だと、こういうふうにも申し上げているところであります、運動団体の責任とかそういうことではなく、受けた側の行政の姿勢で、これが招いた結果であると、こういうふうにも申し上げているところであります。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 今年に入っても、私の知っている限りでは、4月に生活環境課の小林係長が突如死去されたと、それに伴って、人権対策課から職員を1人そちらの方に回したというような出来事もありましたし、また、5月に中学校の差別事象、差別事件があったというような、そういうあれがありましたよね。そういう中で、そういうことから要はそれに対しても、町長は不適切なそういう面での対応だったというようなお話なんですか。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） 私が申し上げていることは、1つひとつの問題点を突き詰めていくということではなくて、総体的な中での私の反省と、こういうふうにも受けとめていただきたいと思っております。そして、いま質問の中にあつた、5月1日の関係、これが不適切、私この自身はそういうふうにも思っておりません。これは話し合いの中で今後の方向を見だしてきている、そして現在、ご存じのように、これからのこの問題に取り組む職員の質を上げていくことが、これからの問題点を適切に対処していく、この必

要というふうに考えまして、職員を派遣をし、いま研修をしていると、こういうふうに受けとめていただきたい、このように思います。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 本当にこの悲しい出来事ということで、なぜ課長が自ら命を断たなければいけなかったのか、私はそれなりにちょっと調べさせていただいたんですが、聞くところによりますと、再三、町長の方に異動をさせていただきたいという、そういうお願いがされていたということでお聞きをしています。その点、町長、どうして、大体、ま、本人から言わせますと2年で多分人事異動になるだろうというようなことで思っていたと。それが今年の4月にまた同じく継続で人権対策課の課長ということで、相当ショックを受けたというような話も聞いていますけれども、そこら辺、町長、実際あれですかね、本人からも、それから解放同盟からも、また、そんなような異動の話があったのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

先ほど来、私、申し上げておりますように、私はこの議会という場は1つひとつ個々を糾明していく、これも必要であろうと思いますけれど、やはりその部分に踏み込んでいくということになりますと、私は故人の名誉を傷つけるようなところまで踏み込んでいかなければならない、そういうふうに思っているわけでありまして。果たしてそれが必要なかどうか。先ほど来、私が申し上げましたように、起きてしまった、この悲しい、このことを踏まえた中で、我々は今後どうあるべきか、そのことを本当に議論をし、きちっとした方向を見いだしていく、このことが一番大切な作業ではないかなと、こういうふうに思っているところございまして、この場では私はいろいろな細かい点には申し上げない、それがすべて私の責任だと、こういうふうに受けとめて、今後の問題点で議論をさせていただければありがたいかなと、こういうふうに思うところであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 私も、先ほども申しましたけれども、やはり対策を打つからには原因を突き詰めて、原因がわからなければ対策が打てないわけですよ。だからなぜ、なぜ亡くなられたか。町長、私の責任と言っているだけで、実際問題として、じゃあ町長、どういう責任を取るんですか。じゃあ、私の責任って。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） 私の責任というのは、二度とこのような悲しいことが起きないように、今後の行政のあり方をきちっと体制づくりをする、このことが私の責任であると、こういうふうに思っております。そして、この先ほど私、同対審の関係を申し上げたところであります。私も昭和61年8月5日、地域改善対策協議会基本問題検討会、この中で、今後のこの同和問題のあり方、それは行政の姿勢、そういったものにも厳しく指摘をされているわけでありまして。この中で、行政としての主体性が確立されず、不適切な行政運営の実態が見られる原因、このことは、行政職員が運動団体の威圧的な態度を恐れるとともに、この問題、先ほど申し上げましたように、本当に議論ができない、意見が活発にできない、そういったものの中に一番のいろいろな問題を起こしてきた責任があると、それは一番行政の主体性の欠如と不適切な行政運営が要因となっている、こういうふうにも指摘されているわけです。そのことが私としていま再三申し上げている行政の主体性の欠如、これが招いた原因であると、こういうふうに理解をしていただきたいと、こういうふうに思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番(朝倉謙一君) いや、でもね、町長、人ひとり死んでいるんですよ。だから、私はちゃんとしたその原因をやはり町民の前に曝け出さなくてはいけないと思うんですよ。いろいろな細かい点をやはり聞かなければ、聞いてどうだったのかということを知りたい、私は対策を打てないと思いますので、細かい点でも聞きますので、それは答弁をお願いします。

いま町長、言ったように、不適切なあれだと、それは行政側にあるというような話なんですけれども、要は職員の人たちから言わせると、いま人権対策課になっていますけれども、人権同和対策課、これは一番行きたくない課、職員の人から言わせるとね、一番大変な課、一番行きたくない課、というふうに、それがやはり常識なんです。町長、そこら辺わかりますよね。職員の方が言っているというのは。そういうふうに、そういう大変な課にしたのは、行政だと、行政のせいだというふうに言うかもしれませんが、やはり解放同盟なんですか、やはり解放同盟がそういう形、相当圧力をかけてくるから大変な課、行きたくない課になってしまったんですか。それとも共産党さんがその都度、毎回毎回一般質問して、その答弁を書くのいやだと、そういうような形で、それで大変な課なのか。それとも行政が大変な課にしちゃったのか。ま、多分町長は行政が大変な課にしちゃったというふうな答弁になると思いますけれども、町長、そこら辺、どうなんですか。

○議長(土屋 実君) 土屋町長。

○町長(土屋 清君) 私、朝倉議員の質問の視点がどこにあるのか、非常にわからない部分なんです。職員は本来的には、公務員として御代田町に奉職した限りは、どこの課へ行っても、それは仕事をしていかなければならない、その責任は持っているわけです。そういった認識を持った、このことも、そしてそれを改善してこなかった、このことも、これは行政サイドの問題であるんです。朝倉議員はもっと何をお聞きをしたいのか、そここのところの視点をはっきりさせていただければ、私も答えてまいりたい。それと同時に、ここの場は議会の場でありまして、もう少し大所高所の中で議論を進める必要があるのではないかなと、こんなふうに思います。そしてもし、そういう個々の問題が必要であるということであれば、課長の業務日誌も出すことも必要であろうし、係長からのいろいろな内容、そういったものも含めた中でやるというふうにやっていかないと、本当の議論はできないのではないかと。果たしてそれが必要なのか。私はそういうことを議論しても、古越課長は帰って来ないんですよ。ということは、ある面ではこの悲しい事故を二度と起こさない、そのことはどういう対応を取ることが必要なのか、こういうふうに私は考えていままでも作業を進めてきたと、こういうふうに思っております。そのことでもいままでも対応してきた、このことを1つ申し上げてみたいと思います。

○9番(朝倉謙一君) 対応はいいですよ、また後で聞きますよ。

○町長(土屋 清君) そうですね。

○議長(土屋 実君) 朝倉謙一君。

○9番(朝倉謙一君) 町長、私は原因を突きとめたいんですよ、原因を。それで原因がわかってそこで対策をとる、そういうふうに思っていますので、原因がわからなければ対策にしる何しろとれない、そういうふうに思っていますので、ですからその点をだから聞いていますので、そこら辺を答弁していただきたいと思います。

○議長(土屋 実君) 土屋町長。

○9番(朝倉謙一君) 町長、いいですよ。

○町長(土屋 清君) 原因の関係は私は再三にわたって申し上げている、こういうふうに思っております。それは何かというのは、同和対策ばかりではなくて、いろいろな部分で各種団体、そしてまた住民の皆さんからの要望や要求や、そういったものが毎日あるわけです。それを受けるか受けないかは行

政の考え方、そして今回の原因もきちっと行政サイドで職員が悩む、病気になる、そういうことがないようにしてこなかった行政の主体性、そして、私が適切な対応をしなかった、これが一番の原因であると、こういうふうに申し上げているわけでありませう。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） ま、町長の主体性のなさということはよくわかりました。でも、やはり、いろいろな面で1つひとつ、やはり聞いて、これはどうだったんだとやっていかなければだめだと思ふんですよ。ですから、そこら辺、ま、ちょっと聞きたいなとも思っているんですが、人事異動は町長の専売特権ですので、どうのこうのところで何で異動させなかったのか、どうなのとか、そういうことは私は言いません。ただ、いろいろな人から、ね、町長、町長の後援会の副会長をやっている義理の兄さんですよ、そちらの人からも多分町長の方に異動させていただきたいということは再三言っていると思うんですね。これは私の調べです。私が調べている中では、そういう事実があったと。これについてはどうのこうのと、これは町長のあれですので、先ほど言いましたのでどうのこうのは言いません。

それで私がやはりこの25日の全協でも言ったように、その課長が、要は解放同盟と決めたことに対して、来ると、そうすると助役にしろ町長にしろ、なぜこういうことを決めてきたのか、というような、要は板挟みになる。逆に今度は課長がだめだと言ったものは、課長の頭飛び越えて助役なり町長に話を持って行って、それでオーケーになってしまう。やはり課長の立つ瀬がない。そういうようなものがやはりいろいろあったというようなことも聞いています。

それで、私はそういう面で、例えば家庭に置き換えますと、課長を子どもとしますよね、そうすると、町長・助役というのはやはり父親と母親なわけですよ。その中で、町長に、息子が父親に怒られていけば、母親は、要は、お父さん、そんなに怒らないでというような形で、そういうときは陰で子どもに、要は、我慢しなさいとか、優しい言葉をかけてやりますよ。また逆のところありますよね。母親がさんざん怒っていれば、父親が、おい、そろそろそのくらいにしておけとか、ということで、それで子どもというのは成長したりなんかして、それでやっていくわけですよ。それとこれは一緒じゃないかなと思うんですよ。

ですから、課長は解放同盟の方へ行っても、いろいろな面で悩む、またこっちへ来れば、要はそういうことでやられる、やはり町長にしろ助役にしろ、これ課長を本当に支えてやったのか、と思うんですよ。それが抜けていたんじゃないかなと思うんですね。私が聞いていの中で、助役にもめっちゃくちゃ怒られている、それは言った言わないはあれですけども、助役、実際どうなんですか。

○議長（土屋 実君） 助役、内堀真次君。

（助役 内堀真次君 登壇）

○助役（内堀真次君） お答えをいたします。

いま、非常に助役がいじめたと、こういう発言がございましたけれども、決していじめたというあれはございません。適正なご指導を申し上げたと、こういうことでございます。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） ま、これは言った、言わない、愛の答だ、どうのこうのということはありませんので、どうのこうのとは言いませんけれども、実際はそういうふうにとっている、というか聞いていますので、実際は職員の人たちからも。

じゃあね、そんな中で、要は給料じゃない、ボーナスですか、期末手当ですか、期末手当が減らされたというふうに聞いていますけれども、実際、そこら辺どうなんですか。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） 朝倉議員、先ほど来、私、申し上げているように、個々の問題に入る、このことになると、場所を変える、この手法を変えるということでなければ、それは出せない、この場では出せない。方法を変えるということであれば、どんな資料でも出します。このことを1つ、1点、お願いをしたいと思いますし、やはり我々職員は、私の意向を受けて、そしてそれを実行に移す、これが一番の使命であると、こういうふうに思っております。協議会と課長が決めてきた、そしてそのことを町長と話をしてきたら、それは覆された。これで板挟みになった、こういうお話もありましたけれど、あくまで運動団体からの要望、話は、あくまで聞いたという段階であるわけです。そして、それを私なり課長との話、その中でじゃあどうするか、それは受け入れるか拒否をするか、そこで初めて決定であると、こういうふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） この場で、聞いていることは全然町長答えてくれませんので、議論はかみ合わないわけですね。だから、じゃ、全員協議会の場だったら資料だ何だ、全部出すということですか。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） 私は、全員協議会なら出すということではないんです。やはり、給料をどうするか、減らしたか、そういった問題は個人情報の部分にも入っていく、ということは、この場を秘密会なりいろいろにしてもらえば、私は出していい、これはやぶさかではない、こういうふうに申し上げているつもりであります。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） ま、ちょっと話をしていますとかみ合いませんので、秘密会なら秘密会にしてもらうという形を、議長に申し上げたい。それか、もし、あれでしたら、先ほど言ったように、ほかの場で、全協なら全協でもいいですから、その場でちゃんとしたそういうものを、資料を出していただくと、それができるというのでしたら、それはそれでいいですけど。

○議長（土屋 実君） 暫時休憩いたします。

（午前10時33分）

（休憩）

（午前10時50分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質問はこのまま継続いたしますが、朝倉議員に申し上げます。

個人情報に関するような質問については、少し控えていただきたい。

それから同じく町長に申し上げます。

個人情報に触れるような答弁については控えながら、住民にわかりやすいような、だれが聞いてもわかりやすいような説明、お答えをお願いしたい、そんなふうにそれで、尋問ふうになっておりますが、いま一問一答ですから、その中で説明責任を果たしていただきたいと、そんなふうに思います。

それでは、朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） この件に関しては、やはり町民の人たちは相当の関心を持っていますので、ですからできる限り、町長、ここで答えていただきたいなと、そういうふうに思います。

町長、週刊『SPA』っていう雑誌、ご存じですか。11月28日号に「同和の利権」という形で大論争という、そういうあれが載ったんですが、その中で田原総一郎さん、サンデープロジェクトの田原総一郎さん、その人が言っている中で、同和問題といわれるのは、本質的には行政の問題だというふうに指摘していますね。それでやはりその弾圧に代表されるそういった面の圧力があるから、同和は恐い

というような、そういう、恐いというイメージを利用して、行政自体は責任逃れをしているんじゃないかというふうにも指摘をされているわけですよ。ですから、この一連の、ずっと見てきた中で、先ほど申したように、要は休暇をとってしまう、そういう休暇をとってしまう、それから入院しちゃう、挙げ句の果てに辞めちゃう、というようなふうに言われていますよね。そういうものがやはりいま言ったように恐いというようなことで、それがましてや責任逃れと、行政の責任逃れでやっているというふうに私自身も思うわけですね。ですから、やっとここで正直言って、奉文さんの死を、死で、初めて町長は、私の主体性の無さということを書いてきていますけれども、なぜもっと早くちゃんとしたそういうものがとれなかったのか。それでそういう圧力だ何だというの、やはり町長、感じましたか。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） 私自身、圧力があつたと、こういうふうには思っておりません。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 思っていない、ですよ。思っていないという答弁ですよ。いまね、思っていないという答弁ですよ。はい。

そういった中で、一応先ほども聞きましたけれども、今年に入ってからの一連の流れというんですか、それがあつたわけですが、そういう中で係長が来ていますので、係長、そういった中でどういうふうに係長自体、部下として感じたのか、それでやはり課長に対してどのような形で支えて、課長を支えて、やったとか、そういうのがありましたらちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（土屋 実君） 人権政策課係長、荻原 浩君。

（人権政策課係長 荻原 浩君 登壇）

○人権政策課係長（荻原 浩君） それではお答えをいたします。

まず最初に、一連の答弁を聞いておまして、同和対策事業とか部落解放同盟御代田町協議会云々というような課長の大変不幸な、残念な出来事に関して、話がされておりましたが、私、担当係長として、そういった事実自体が直接その関係しているというふうには全く思っておりません。それと、一番大変、朝倉議員の質問の中で、一番大変な課だと、職員の意識の中で思っていると。その原因は解放同盟の圧力が大変だと、あるいは共産党の一般質問のたびに対するその答弁書をつくるのが大変だというふうにおっしゃっていましたが、私、実際に経験というか、この職務を担当しておまして、町長が先ほど答えましたとおり、私も解放同盟からの圧力があつたというふうには一切感じておりませんし、また共産党の茂木議員とのやり取りの中でも、当然、それぞれの考え方というのの違いはあると思います。共産党の茂木議員は0にするまでやるというふうにおっしゃっておられますし、それはその茂木議員のお考えであり、私も含めまして、これまでの町の答弁は、いや、町は違うよと、やはりまだ深刻な問題が残っていると、終わるまで、無くなるまでやりますという姿勢を一貫してお答えしていると思いますので、それが大変だというふうにとらえられているということ自体が大変残念だなというふうに思っております。

一連の経過、課長に対してというところまでのご質問もございましたので、就任のところからのお話を申し上げたいと思います。

故人、課長が就任されたのは、平成16年、3年前の4月1日でございます。私はその前から係におりまして、ちょうどその年に教育委員会で担当しておりました人権同和教育の分野が、当時は人権同和対策課に移りまして、で、職員が教育委員会から1名増員となって、4名の体制でスタートしたところに課長が就任してまいりました。たまたま教育委員会からみえられた職員が、持病もあり、5月、4月末ですか、ゴールデンウィーク前にその持病を悪化させてしまいまして、突然1名減員という形にな

り、解放同盟の今日は竹内書記長も教育委員会にその職員が在籍した当時からその事業のことは承知しておられましたので、そういう体が病んでしまう云々、これはもう全くやむを得ないことで、それがその先ほどの話がありました職員が逃げたとか、病気をつくってということとは一切関係ないと思います。本当に突発的なアクシデントで1名減ってしまったと。ただ、そのまま1年間、減員となったままでずっと経過してしまっただけですが、仕事が増えたというのは、やはり実態として、仕事は増えたけど人が減ってしまったというのは実態として私は感じておりました。ただ、それ自身も町長ともいろいろ話をしましたが、やはりほかの体制も大変だと。それでちょうどその年から、市にも大課制云々というような議論がスタートしたのはその後なんですけれどされていて、なかなかその人的な余裕もないから、もうしばらくその体制で頼むわという話をされておりましたので、残る職員で業務をこなしていたところ

です。そういったことがあって、就任当時にもこれは常にそうなんですけれど、私も96年に初めて教育委員会の社会同和教育係を担当して、協議会の方にあいさつに伺ったときもそうだったんですけど、課長がみえられたときにも、竹内書記長はもう1年間とにかく学んでくれと、簡単にできるような仕事じゃないからと。どこに問題があるのかと、何をしていかなければいけない職場なのかということ、とにかく1年間かけて学んでくれと。これはだれに対してもそういうふうにおっしゃってられます。そんな中で、あの仕事スタートしておりました。

一連の経過はいろいろまたありましたけれど、特に今年の4月に入ってから、やはり大課制がスタートして、人事の異動の希望、異動してもらいたいというような話は、私も実際に町長、助役をお願いを申し上げてきたところです。解放同盟の方、書記長からも、何とか異動してもらえないかという話が再三ありました。ですが、町長がおっしゃるには、もう実際に4月1日から大課制がスタートすると。職員のポストも減ると、そういった中でやはりどこに持っていくというようなところも非常に難しいと。もう1年何とか頑張ってもらいたいという話をされたというふうにお伺いしております。

そういった中で仕事をしてきたわけなんですけれど、先ほどもお話があったとおり、4月に小林生環係長の突然の死亡という訃報がありまして、それで5月1日付でまた再び職員が減員になってしまいました。それも、これは後から聞いた話なんですけれど、ご家族がおっしゃるには、ご遺族がおっしゃるには、ちょうど今年の6月ごろから眠れないというようなことが続いていたというふうにおっしゃっていたというふうに後で聞いたんですけれど、その辺の減員が、職員の減がまた課長の仕事の増というような形の中で心労になってしまったのかなというふうには感じております。一連の経過でその事実だけを申し上げますと、そういった流れがございます。課長の仕事云々とか、私がどう支えていたとかといったことは、またいろいろ具体的に申し上げますと、故人の名誉というような部分にもかかわりますし、いろいろ課長と、私に対して、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいというような話は日々ありましたので、具体的にはこの場では申し上げませんが、そういった形の中で流れてきました。

一番はその官報の発行に際していろいろな、竹内書記長からの寄稿があったわけなんですけれど、今年の7月ごろに共産党の茂木議員からのやはり中学校で発生した差別事件の確認会に対する反論の寄稿が寄せられたんですけれど、それは竹内書記長は人権センターの非常勤講師という職も持っておられますので、その町の姿勢はこうだよということを掲載していこうという作業を進めていたところなんですけれど、やはり竹内書記長だけのその寄稿だけで最初は官報を発行していこうとしていたんですけれど、それだけでなく、町としてのその考え方、担当課長としての考え方をその寄稿文の前段に載せていけというような指示があり、それがなかなかできないような状況が続いていたんですけれど、最終的に、課長、そろそろもう3年目にもなることだから、ある程度形に残る成果を上げてもらいたいとい

う町長の思いもお聞きしながら、実際に課長と私ともう1名の部下と、3人で町長室の方に呼ばれまして、その場で町長の方から指示を受けた経過がございます。

私がちょうど大阪研修で不在がちなこともあって、なかなかその件については話ができなかったんですけれど、ようやく課長自ら協議会の方に足を運ぶようになりまして、その官報発行に際して書記長ともいろいろな話をされてきたところです。3回目の校正のときに、いろいろ校正があったんですけれど、3回目の校正の折りには私も竹内書記長と、故人、課長と同席しまして、ようやく発行の段取りができて、竹内書記長の方からは労いの言葉を課長にかけられまして、その後しばらく3人で談笑して戻ってきたところであります。その後いろいろないきさつはあったんですけれど、結局、官報の発行には至らなかったわけですが、その辺のところが一番の直接的な原因だったんじゃないかなと私はそう思っております。そのやり取りの中で、突然、療養休暇というような経過になってしまいまして、その後につきましては、この場ではちょっと申し上げることは差し控えたいと思います。

いずれにいたしましても、同和対策事業が原因だとか、解放同盟の御代田町協議会の圧力がとか、それが負担だということ自体は、ちょっとおかしいなというふうに思います。その町長と運動団体との板挟みというお話もされておりましたけれど、それについてもやはり、それは何もこの同和問題、人権政策課だけではなくて、やはり担当者自身が自分自身がどっち、どう持っていくのかというところが、意思がはっきりしていれば、その板挟みになってあっちどっちというふうに悩まれるということはないかと思えます。で、課長がそういう思いで悩まれていたというふうにもとらえたくないなというふうに感じています。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） いま係長の方からその一連の流れの話を聞いたわけですがけれども、では何で、なぜ自ら命を絶ったのかなというふうに思ってしまうんですね。私はやはり板挟みになって、そしてそこで相当悩んで、それで自ら命を絶ったんじゃないかなと、私はそういうふうに思っていますけどね。

いずれにしましても、細かい点どうのこうのと突いていきますと、また答えはちゃんとした答えを言ってくれませんが、対策の方という形で、11月17日と12月4日ですか、解放同盟の方と話し合いを持たれたというふうにお聞きしていますので、そこら辺の内容をもしお話しできるのであれば、そこら辺の内容をお話ししていただければなというふうに思います。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） それではお答えをいたします。

先ほど、今回のことを含めまして、これからの御代田町としての人権問題、同和問題、差別問題に取り組んでいく姿勢、主体性をもってしていかなければならない、こういうことの中で内部でも協議をし、協議会とも話し合いをもってきた、その経過、そうした考え方を申し上げたいと思います。

いずれにしましても、このたびの悲しい事態を二度と起こさないために今後どうあるべきか、それはまず何回も何回も申し上げているところでありますけれど、行政の主体性を発揮する、このことが一番大事であろうと、こういう観点から取り組んできたところであります。

同和問題の取り組みは、御代田町協議会と連携・協力のもとで取り組んで、そして生活改善、差別意識の解消を図ってきたところであります。しかし、今後は行政として40有余年の経験を生かし、これから政策推進も行政の主体性を発揮し、住民の皆さんの協力のもとであらゆる差別を無くして、人権が尊重をされるまちづくりをしていかなければならない、このように考えたわけであります。

その観点に立って、この事業、運動団体もそうでありまして、行政もそうでありまして、目標は同じであるわけであります。しかし、登る道は必ずしも同一でもなくてもいいではないか、行政は行政、運動

団体は運動団体、それぞれ競うことによって目標に早く到達できるのではないか、この考え方で今後の行政施策、同和問題に取り組むこととしたわけであります。

同時に、いまの世の中、情報公開の時代であります。行政の取り組みに対して、住民、議会に誤解を招くようなことは、厳に慎んでいかなければなりませんし、そしてまた、積み上げてきた成果を無に帰す、そのようなことは絶対に避けていかなければならない、こういうふうに思っております。その中であって、今後の姿勢として、各種団体からの要望、そういったものについては文書でいただきたい、そしてそれに対しては文書で答えてまいりたいと。そして、1人2人の中で対応するのではなくて、組織として私を含めて話し合いを持つ、こういったことも必要であろうと、こういうふうに思います。そしてまた、その内容も公開の対象としていく、こういうようなことも考えたわけであります。これらを徹底するために、要綱あるいはマニュアル、こういったものも作成をしていく、そんな予定でその作業を進めているところであります。

そしてまた、人権政策課の関係であります。今後の組織体制として先ほど話をしました。また議員皆さまもご存じのように、御代田町、自立を選択した中であって、大課制移行、この途中にあります。その中であって、人権政策課の関連業務を1つの課にまとめた、これは1つ反省でありますけれど、このまとめたことによって、人権問題、同和問題は、人権政策課の担当であると、こういうことが組織全体に陥ってしまった部分もあるわけです。人権問題、同和問題、差別問題は、組織全体の取り組みにしていかなければならなかったわけでございますけれど、それが必ずしも徹底できていなかった、こういうことの反省から、職員自らが常に人権意識を持って、推進者である、こういう認識が必要であると、こういう思いの中で、今後のこの人権政策課のあり方でありますけれど、所管事務を関連ある課に再度それぞれに分ける、そして総務課が総合窓口として係を設置し、そのことによって人権政策課の方向、人権政策課は廃止の方向で現在その検討作業を行っているところであります。

しかしながら、すぐにその体制を組む、いま年度途中であります。それも非常に難しい現状にありますので、4月までの間は、助役が責任者としての担当をし、次年度4月にはそういった体制で出発をしたいと、このように考えているところであります。

そして、議会の中でもいろいろな場において指摘を受けているわけであります。集会所の運営も今後適正管理という方向の中で見直してまいりたい。国際研修事業は廃止をしていきたい。そして、現行の補助金、個別事業の関係でございますけれど、一般対策移行時に協議決定し、今日に至っているわけでありますけれど、補助金の関係については現状600万円であるわけですが、300万円にしていきたい。それは5年の中の経過措置で減額をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。同和年金は19年度をもって廃止、下水道補助金は18年度をもって廃止、奨学金事業は周知事業を含めた中で19年度をもって廃止。ただし、現に交付を受けている方もございます。その方については在学期間中は適用してまいりたいと、このようなことで見直し作業をしております。

私はこの方向の中で推し、見直しをしてまいりたいと、こういうふうに考えているところであります。

いままでの経過を踏まえた中で、行政として一番考えていかなければならないことは、二度とこのような悲しい事態を招かないために、どう対応していくか、このことをただいま申し上げたところであります。ただ、いま巷ではいろいろなうわさが取り沙汰されている、このことはすべて行政の主体性の欠如と、こういうふうに猛省をし、今後はこの決定を堅持した中で、人権をベースとしたまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

朝倉君に申し上げます。

制限時間が近づいておりますので、まとめてください。

○9番（朝倉謙一君） あと何分ですか。

○議長（土屋 実君） 16分まで。

○9番（朝倉謙一君） 何、あと1分しかないな。弱っちゃったな。

では、あとそれと、じゃ、いまのことに関しては、ちょっとありますけれども、いずれにしても、大課制に移行というような話の中で、またこれ、総務課にもっていくと、総合窓口をというような話がありましたけど、また総務、大課制でね、町長、大課制をどういうふうに考えているかわかりませんが、大課制が成功しているのか成功していないのか、まずそこからの反省をして、またここに、総務課にぶっこむなんてこと自体が、総務課長、もう、大課制、今年の4月から総務課長の顔色全然いい顔してないですよ。またこれで大変なまたあれになるんじゃないかなというふうに思っている、それだけちょっとっておきます。

それと、最後になりますけれども、結局、残された家族なんかのことにしても、要は町長は労災認定をすると、マスコミ等にそういう発表をしていますけれども、実際、これはどこまで、どういうあれで進んでいるのか、それでもし、労災認定にならない、私が聞いている中では、ちょっと労災認定は難しいんじゃないかなというふうに聞いていますけれど、これはその場合になった場合、どのような処置をとるのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） まず1点、大課制の関係でありますけれど、議会の皆さん、住民の皆さんも誤解を招いておられるような面があるわけです。

大課制にすると、職員は減ってしまう、こういうことではないわけでありまして。ただ、総務課、その担当課長になった、ある面での仕事の量は増える、これは事実であります。それを補佐するために、町としては課長補佐と、こういう制度も設けて、その一体の中で取り組む、そういうふうに組織改正もしてきているところであります。そして、現在、総務課に集約をする、こういうことを申し上げたわけでありまして、次長の改正等もありまして、会計事務、収入役、こういったものもきちっと位置づけられてきている。収入役が位置づけられたということではなくて、次長の改正等もありまして、それらを含めた中で会計あるいは税務課の関係をもう一度見直していかなければならないかなと、こんなふうに思っております。

それと、もう1点は、労災認定の関係であります。現在、遺族の方でその作業を進めております。それに対して当然行政として対応すべきものは幾つかあるわけでございます。それらの関係についてはきちっと対応をしてみたいと、このように思っております。

それと同時に、この労災認定の関係は、町が決定をしていくものではなくて、第三者機関が遺族から出た資料、そしてまた行政から出ていった資料、それをきちっと総合的に判断をして、これが労災であるのかそうでないのかということを決断をしていく、そういった作業があるわけでございます。これらの関係については、今後の経過を踏まえた中で、町としてどうあるべきか、結果が出た時点でまた再度協議、考え方をきちっと示せなければならぬかなと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 本当に、この課長の死を本当に無駄にしてはいけないと、これはもう、私も、町長も多分そうだと思いますし、みんなそうだと思うんですが、やはりここから本当にいいまちづくりを、やはり本当に、課長には悪いですが、本当に超えて、それでいいまちづくりをすると、これがやはり我々に課せられた、残された我々の使命ではないかなというふうに思っております。いずれにしまし

ても、私、もう少し細かく聞きたいなという点がありましたけれども、これに関しては議長に全員協議会のあたりで議題として上げていただいて、そこら辺を聞きたいなというふうに思っております。

いずれにしても、本当にこの悲しい出来事をみんなで真剣にとらえて、本当に先ほど言いましたけれども、明るいまちづくりに邁進していきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告1番、朝倉謙一議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時20分）

（休憩）

（午前11時32分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告2番、古越日里議員の質問を許可いたします。

古越日里君。

（1番 古越日里君 登壇）

○1番（古越日里君） 通告2番、議席1番の古越日里です。

オフトーク事業の今後について伺います。

町制50周年記念の各種事業の最後を飾るお座敷列車が、先月29日、30日、町長をはじめ117名の各位の参加で、盛大にできましたこととお喜び申し上げます。

募集当初は30名とも40名ともいわれて心配しておりましたが、係が直接各種団体に呼びかけたり、テレビ西軽やオフトークでの長期間にわたり参加募集したことから、成し遂げたことと思います。メディアや広報の役割は、ますます重くなる時代です。

御代田町の広報の方法は、広報誌として『やまゆり』、『やまゆり』お知らせ版、公民官報、各種回覧書類などがあります。情報伝達、災害時の緊急放送を目的として、平成7年9月1日よりオフトーク通信放送を開始し、1日3回の定時放送を行っています。平成14年からインターネット上に御代田町のホームページを開設し、行政情報の伝達に努めていることは、情報の公開という面から見ても、大変よいことだと思います。

その以前は、有線放送が昭和44年2月1日より開局、放送開始され、当時の町の人口は8,444人、町の全世帯数1,831戸で、加入者数は1,430戸、78%の加入率でした。28年間役目を果たしました。

オフトークは、現在まで約11年間で、まだまだ使用可能と思われませんが、19年で償還が終了となります。町の統計表17年度版によると、平成15年度の一般電話加入台数は、住宅用4,513台、事務所用1,264台で、その他を除いて5,777台、町内にあります。平成18年11月1日現在で、町の人口は1万4,180人、世帯は5,449世帯であります。オフトークの加入者数が減少しているようですが、オフトーク通信事業の現状はどうでしょうか。そして、18年1月に行ったアンケートの分析結果はどのようになっているか、質問します。

○議長（土屋 実君） 総務課長、土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） それでは初めに、オフトークの現状でありますけれども、議員のお話の中にありましたように、オフトーク通信事業でありますけれども、平成7年の9月から、町の情報伝達と災害時の緊急放送を目的として、オフトーク放送を開始いたしました。

オフトーク放送の開始当時は、2,515世帯といたしますが、軒、加入がございましたけれども、現在

は2,077世帯ということで、当初の開設時から438世帯減少しているということでもあります。

住民基本台帳の世帯数で割返してみますと、加入率は38%という率になります。昨年よりお知らせ中心の番組にシフトをさせて、必要な情報を短時間でお知らせをしてきましたけれども、なかなかこのオフトーク離れを防ぐ有効な手段とはなっていません。

インターネット等の普及によりまして、何とかこのオフトークも対応をしてきました。しかし、このインターネットを接続することによって、いろいろな障害が出るというようなことで、解約する世帯が増えてきたという実態であります。

そして、将来的に、光ケーブルが敷設されますと、オフトーク放送は対応ができないということになってきました。光ケーブルが進んでくると、更に加入者が減少するというような状況になってくるということになってしまいます。放送開始から11年という経過の中で、故障ということも懸念をされてきているところであります。

それからお話のありましたように、平成19年度をもってオフトークの機器のリースが終了になるということでもありますので、新たな情報網の検討を進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

そして、本年の1月に実施した情報化のアンケートでありますけれども、町民対象に、1,000人を対象にアンケートを行ったわけでもありますけれども、回答をいただいた方は約400人という回答であります。そんな中でもありますけれども、オフトークにつきましては、約半分の方が加入をしていないという実態でありました。そして、加入しているうちの6割は、聞いているということですので、これを全体で見えますと、3割ほどということになってしまうわけでありまして、全体から見ると、このオフトークの利用率は高くないというふうに言えるかというふうに思います。

それに比べまして、『やまゆり』、広報誌でありますけれども、広報『やまゆり』の方は非常に見ているという率は高い割合になっているところであります。

以上であります。

○議長（土屋 実君） 古越日里君。

○1番（古越日里君） オフトーク通信が光ケーブルが来た場合に併用できないというような形と、地上デジタル放送が今年始まったわけで、そんな中でアナログ放送が2011年に電波廃止になるというような情報もある中で、この次、次世代としては、どういうふうにやっていくのかということになりますが、昨年11月に総務文教常任委員会の視察研修で、茨城県つくば市へ行きました。そこで情報化推進の取り組みと防災ウェブシステムについて、現場を視察し、細かい説明も受けてきました。庁舎内はGISと呼ばれる、各部署間でハード・ソフト、ともに共通に利用できるシステムが網羅されており、周辺地区にはADSL、光ファイバー、CATVなどの情報インフラ整備が推進されています。携帯電話の普及率が大幅にアップして、あくまで数字上ですが、国民の4人に3人は持っている携帯のメール配信のシステムを使って、防災だけでなく、防犯や緊急連絡網、さらには観光情報の発信と、さまざまな使用法が考えられていました。当町においても、有線放送からオフトークに代わるときも、インターネットを含むいろいろな方法が検討されたそうですが、NTT回線を利用するオフトーク通信に決定した経過は、ほかのIT機器の当時の普及から見ても、時代に添った移行だったと思います。しかし、現在は5年後、10年後を見越した情報伝達方法といえますと、IT技術の進歩は、例えば地上デジタル放送が今年4月から始まり、また携帯電話でワンセグ放送が受信できるなど、まさに日進月歩の急激な進歩に、団塊世代から上の人たちはほとんどついていけません。専門家や詳しい人に指導してもらうことが必要です。

防災行政無線では、災害が発生したときのために、役場が親局となって使う無線です。平常時には役場・学校・地域等が一般広報として使います。この受信機、子機には、個別受信方式、屋外拡声器方式と2種類があります。その種類によって、選択呼出装置からの種別信号の送出により、通報の内容、地域性、緊急性等により、それぞれ運用できます。国が進めていることもあって、平成16年6月末現在で、全国の3,123市町村中、同報系については68%の市町村が整備しています。長野県は75.2%の整備率です。CATVについては、岡谷地方と天竜川の記憶に新しい平成18年7月豪雨災害のときに、地元のケーブルテレビがいち早く現場の状況を放送して、住民の避難を円滑にする一役を果たしたとも聞きます。いまや、テレビでは、ニュースはもとよりバラエティやトーク番組までテロップが入り、画面と聴覚だけでなく映像とあわせて文字で伝えていることが多く見受けられます。目から入った文字の情報は、より多く、より正確に人々に伝わります。災害場所も、付近の地図を画面に映して指せば、よくわかります。緊急避難や二次災害の防止にも役立ちます。災害緊急避難や災害時の緊急放送を想定しつつ、毎日の情報伝達を主に考えた複合的な情報伝達手段を、民間活力も交えた幅広い立場から集約していくように、検討委員会をつくる必要があると思うが、災害時等の緊急放送の今後の方針についてはどう考えていますか。

○議長（土屋 実君） 総務課長。

○総務課長（土屋敏一君） 高度情報化社会ということで、これは情報を受ける側もいろいろな情報を受けるその手段がいっぱい出てくるということであろうというふうに思っています。そんな中で、防災関係についてでありますけれども、当町はご案内のように急傾斜地等もございまして、台風や集中豪雨というような場合には、自然災害が発生しやすいというような状況もあろうかというふうに思いますし、また、活火山の浅間山、その麓に位置しているわけでもあります。それから国民保護法との絡みの中で、緊急事態に対する住民への情報伝達、市町村の責務等定められてきているところであります。こんな中で、非常時、人的災害を最小限に抑えるためには、災害に関する警報等の情報の収集、それから伝達体制の充実強化ということが基本になってきます。

当町はいま、NTT回線を使ったオフトーク放送ということで、それに対応しているということでありまして、これはあくまでも有線でありまして、回線が切断された場合ですとか、先ほど申し上げましたような加入率の問題もございまして、住民の安全ですとか情報提供を考えたときに、もう少し多角的な防災情報通信システムの導入を検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

そして、平成19年度から住民の方々を交えた緊急情報伝達に関する懇談会のようなものを設置をいたしまして、御代田町に合った情報伝達と緊急放送、現在の中では防災行政無線、ここらを視野に入れまして、これだけでは完璧ということにはならないかと思しますので、複合的にお話のあったCATVあるいは携帯電話、あるいはFM放送等、こういったサブ的なメディアも考えながら、緊急情報の伝達、その方法を検討をしまいたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 古越日里君。

○1番（古越日里君） 一番いまの段階での懸念される場所は、オフトークを広報の手段として使っています、ただいまの総務課長の加入率とアンケートの結果をかけると、全町民からの割合で22.8%の人しか聞いていないというような数字になるわけで、これが全町民の中へ伝えていくにはどうしたらいいか、オフトークの加入者が年々減って、町民への周知徹底ができない、その面では緊急な災害の知らせなどでは、ちょっと支障を来すのではないかと思います。

また、通常では、区長さんを通じてご苦勞をお願いしている回覧によるお知らせ文書も、現場では本

来、あるべきではないけれど、区に入っていない人たちには回覧で知らせることができない状況にあります。複数の方法を取り入れて、全町民へ知らせる方法を検討し直す必要もあると感じています。緊急伝達に関する懇談会を立ち上げてやっていくというような答えがあったわけで、私はやはり民間の活力、専門家等も交えた中で、企画を立てていくことが必要だと感じています。

また、現状としても、『エコール』等で行うイベント情報も、せっかくすばらしい企画とすばらしい場所で催し物をしたときに、何回かオフトークで流し、大勢の人に参加してもらえるような工夫も必要だと思えます。町民が町行政を身近に感じて、協働のまちづくりに参加していただけるように、お互いにより良い方法を考えていきたい。また、高度情報化社会に対する町民の対応はなかなか進んでいないものと思われまますので、町民への啓蒙もあわせて情報伝達の計画はどのようにしていくのか、お願いします。

○議長（土屋 実君） 総務課長。

○総務課長（土屋敏一君） 先ほども申し上げましたけれども、高度情報化社会という中にあっては、この1つの情報手段を使えばすべての皆さんに伝わるということではないというふうに思っています。そんな中で、それぞれの情報伝達手段、いいところ、悪いところ、あろうかというふうには思っています。しかし、アンケート調査の結果の中でも、活字メディア、広報『やまゆり』、『やまゆり』お知らせ版、こういったものはかなり活用されています。ただ、即時性というものはありませんけれども、やはりこの活字、紙ベースというのは、何回も見られるといいですか、しっかり記憶に残るといいですか、そういったことでありますので、これら広報誌については、現在、それから近い将来もこれは発行をして住民にお知らせをしていきたいというふうに思っています。

それから、ホームページ、これは既に立ち上がっているわけでありまして、この部分については即時性が広報誌よりは格段にあるというものでありまして、これらも有効に活用していく。

それから、携帯電話というお話も先ほどありましたけれども、こういった活用も検討していかなければならないというふうに思っていますけれども、これらホームページや携帯電話につきましては、即応性といえますか、それはあるものの、受け手側の方からしますと、その操作能力といえますか、あるいはその費用の問題も含めて、インターネットの環境がまだまだ御代田町の場合は脆弱な部分があるかというふうに思っておりますので、活字のメディアを主体にサブ的なメディアとして、いま申し上げたようなさまざまな情報手段を、それぞれの特長といえますか、特質を生かしまして、情報伝達をしていきたいと、そういった部分を、先ほど申し上げましたけれども、住民の方々を交えた中で懇談会というような中でそのあり方を検討していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 実君） 古越日里君。

○1番（古越日里君） いずれにしましても、オフトークの償還期限、リースが切れるということと、アナログ放送が2011年に終了するということが目の前に迫っておりますので、とにかく緊急な案件だと思っておりますので、早急に懇談会を立ち上げて検討に入って、少しでも早く新たな伝達方法、町民の皆さんに、なるべく多くの人に周知徹底できるような方法を検討していただきたいと思っています。

これで、私の質問を終わります。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告2番、古越日里議員の通告のすべてを終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午前11時56分）

（休 憩）

(午後 1時28分)

○議長(土屋 実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告3番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子君。

(7番 市村千恵子君 登壇)

○7番(市村千恵子君) 通告3番、市村千恵子です。

質問に入る前に、議長に許可をいただきまして、資料を皆さんに配らせていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、だれでも安心して医療が受けられるようにという観点から質問を行いたいと思います。

いま、日本全国の地方自治体で、国保会計が危機的な状況にあります。赤字自治体は60%にも上っているとの報道もあります。なぜ国保税がこんなに高くなってしまったかといえば、1984年、昭和59年の国保法の改悪を皮切りに、国庫負担を連続して削減してきたことによって、地方自治体と加入者に大きな負担が押しつけられてきたことであります。国が責任を放棄してきたことが最大の問題であります。本来の責任を果たすよう、強く要求していくことは、引き続き重要な課題だとも思っております。

この昭和59年、中曽根内閣が発足し、行革の柱として、国保財政にメスが入られたわけです。国保への国庫負担が医療費の45%、そして3割を医療費、そして保険料で賄うというようなシステムになっていたわけですが、この医療費の45%から38.5%に大幅に削減され、また老人保健制度に対する国保の拠出金の増額、保険税の65%も占めるとされていることから、全国の自治体で国保税の値上げが強行されたことにあるわけです。しかし、そういう事情があったからといって、住民の命と健康の保持に責任を負う地方自治体が、その責任を放棄するわけにはいかないわけです。そうした中で、各自自治体とも苦慮しているわけでありましてけれども、この国保税の値上げ、さらに、国は低所得者に大きな負担となるような保険料、応益応能の平準化というようなことも求め、低所得者には大変厳しい保険料というふうにもなっているわけです。

この保険料、高い保険料が払いきれなくなったときには、どうなるかといえば、滞納するということになるわけですが、滞納が続くと、今度は保険証が交付されず、資格証明書というものになっていくわけです。保険証が取り上げられてしまう。こうした方は保険証が使えませんから、医療に行くには10割負担をしなければならない。その医療費を10割負担して、保険料も払えないくらいの生活レベルの人にとっては、10割負担というのはとても払えない、そうした中で、病院に行かないという事態が生まれていっている。この高くなってきた保険料でありますけれども、当町にとっても例外ではなく、年金、所得が落ち込む中で2年連続の大幅な値上げがされて、この国保税、皆さんに資料をお配りいたしましたけれども、これは長野県国民健康保険の状況というものを、1枚目がそうなんです。その下が資格証明書、短期保険証の交付状況、これ長野県下のことであります。そして、1人当たりの国保税の全県の状況ですね、保険料が載っております。それで最後が乳幼児の医療費についての資料でありますけど、その一番最初のこの国民健康保険の状況でありますけど、御代田町の2年連続の値上げによりまして、値上げするときには、町の説明では、値上げしても他の自治体から比べればまだ低い、まだ安いんだというようなことを説明を受けてきました。ところが、11月15日に国民健康保険、私、審議会、運営委員会に国保運営、審議委員になっておりますので、毎年ですけれども、11月ぐらいに研修会というのがあるんです。そのときのこの資料を載せたわけですが、そのときに県の衛生部医療政策課の課長でありますけど、真山邦弘さんという方の長野県下の国保の状況ということで説明を受け

ました。そのときの資料を見ましたら、いま皆さんにお配りしてあるように、1人当たりの保険料であります。御代田町は長野県下1位になってしまいました。1人当たりの保険税であります。8万5,910円。そして長野県下で一番最低の保険税は、泰阜村であります。3万7,237円という数字が出ています。2.3倍の格差があるわけです。県下の平均が7万2,055円です。16年度の国保税というものもありますね。泰阜村が3万6,383円で、泰阜村は16年、17年、一番低い国保税です。16年度一番高かったのは、牟礼村というところが8万3,823円で、一番高かったわけですがけれども、更に御代田はこれよりも3,000円も高くなって、1人当たり3,000円ですから、世帯当たりになれば相当の金額になるわけですが、これの一番高い国保税になってしまった。そして、介護保険では県下2番の保険料であります。

こういう中で、やはり何が起こってくるかということ、お金が払えなくなっていく、保険料が払えなくなっていく、そういう中で払えなくなってくると、医療を受けにくくなっていくという状況が生まれてくるということがあるわけです。

まず初めに町にお聞きしたいのは、町民の、ですから今回この税制改正というものも国保税の影響も出ております。老年者控除、それから公的年金控除が縮小されたことによる国保への加入者への値上げの影響ということで、9月議会で「税制改正の影響は」ということで質問しました。そのとき、激変緩和措置があるんだけど、国保については260万円の負担増となっていると。その影響を受けた人は500人いるんだという話も出されたところであります。

それで、この一番高い保険料になってしまったわけですがけれども、医療費というのを見てみますと、その次の資料の方に、3枚目の資料には医療費が書いてありますけれども、医療費においては81保険者の中で御代田町というのは医療費は76番目、30万1,313円で、一番高いところは生坂村の49万6,464円ということなんですね。医療費が低いのに、その保険料が長野県下1位になってしまった。こういう中で、本当にやはり払える状況が、町民の生活を見たときに、税制改正の影響もある中で、払える保険料なのかということところが1つ考えていかなければいけないというふうに思うんです。

失礼しました。保険料のあれでしたね、資料がね、大変済みません。ちょっと間違えて、資料を出してしまったんですけど、もう一度、ちゃんと国保、医療費の一覧表もございますので、そちらも後で配らせていただきます。その中では、町長もこれはよく言っていますよね。医療費は御代田、県下で低いと。医療費は低いんです。低いんですけれども一番高い国保税になっているというところで、なぜ医療費が安いのに国保税が高くなるのか。介護保険の場合でいえば、給付費が増えたから、介護保険使う人が増えたから介護保険料が増えるというのは理解できるんですけど、医療費が安いのになぜ国保税が高いのかということもあるわけです。

そういう中で、やはり本当に町民が払える国保税なのか、もうそれを超えているのではないかとこのように思うところなんですね。

まず一番最初にお聞きしたいのが、この間の町民の収入、課税標準額、もともになるものですね、税を課税するときのもともになる課税標準額の推移というのは、ここ数年ではどんなような状況なのか。それから滞納者の推移というか、滞納者は増えていると思うんですが、どうなっているのか。また、その国保税、滞納者が増えるということは収納率も下がっていることとは思うんですが、収納率の推移はどうなのかを、まず1点、お願いします。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

まず最初の1点目ではありますが、課税所得であります、14年度から申し上げます。

14年度につきましては、39億5,939万9,000円であります。

15年度につきましては、34億2,129万1,000円。

16年度につきましては、32億4,290万円あります。

17年度につきましては、35億8,690万6,000円。

18年度につきましては、33億5,362万7,000円が課税所得であります。ちなみに、1人当たり換算しますと、14年度が73万4,000円。15年度が60万5,000円。16年度が56万2,000円。17年度が61万8,000円。18年度が58万1,000円というふうになっております。これを17年度に見ますと、年々減額しているということが見えるかと思えます。

それから滞納世帯であります、15年につきましては、365世帯、全世帯の13.4%、それから16年度につきましては369世帯で、13.1%。17年度につきましては、393世帯で13.9%というように、年々滞納世帯も増加している状況にあります。

そして、徴収率であります、14年度が86.7%、15年度は86%、16年度は82.8%、17年度は82.3%であります。18年度につきましては、いま現在42%であります、これはまだ5カ月分の納期末到来が来ておりますので、この数字になっております。

また、この徴収率につきましては、現年滞繰分合わせた中の徴収率になっておりますので、よろしく申し上げます。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いまの、国保加入者の状況を見ますと、やはり課税所得が年々落ち込んでいるということは、収入が減っているということでもありますよね。それにもなって所得が落ちている、そういう中でやはり税を確保するために、ポイント上げるために、税改正が行われて、値上げがされてきた。そういう中で滞納者も増えてきている、で、収納率もやはり落ちるわけですね。ですから、どんどん悪循環になっていくというような気がするんですね。そこで、やはり払える金額かというのが、この長野県下で1人当たりの調定額が、8万5,910円というのが、県下の平均から見て、7万2,055円ありますから、もうかなり高い国保税になっているという中で、やはり私たちは1世帯当たりの、大体いま世帯数が2,858世帯ですか、18年度においては、ですからね1世帯当たり1万円の引き下げ、そして払える状況をつくるべきではないかなというふうに思うんですけども、値下げについては町としてはすべきと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 値下げをしるということでもありますけれども、国保会計というのは、普通の会計と違まして、まず支出の給付費の見込みをして、そこから収入を見積もっていくということでもありますので、これが高いか云々かじゃなくて、いま御代田町はこれを、給付費を見てきたら、これだけの、8万5,910円ですか、この額の保険料が必要という中で設定しているわけであります。それで、いま値上げをする、値下げをするかということでもあります、同様な質問が第2回、6月ですか、6月の定例会にあったわけではありますが、これにつきましては、いま御代田町は11年度は0.5%の引き上げをしてきています、税として。それから12年から15年までについては、この間は、税率的な改正は行わなかったと。それからその間に運営してきたのは、基金の取り崩しによって運営してきたということでもあります。そして、もう基金が底を突いたという中で、16、17年度に国保税の値上げをしてきたということでもあります。そして、新たに値上げをしたことによって、いままで6割・4割軽減、これを7割・5割・2割、2割を新たに設定して、軽減を図ってきたということの中で、いま現在の中で

この国保税を引き上げる現状にないということで、6月には答弁させていただいたところであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いま、引き上げるっておっしゃった、引き下げで、「引き下げる」でいいんですよね。

その国保会計は特別会計だから、一般会計からの繰入というのはしていかないんだと、国保会計の中でやっていくんだから、これだけ医療費がかかっていけばこれだけなんだというんだけど、ではなぜ県下の中で医療費が低いのに、なぜ御代田は国保税が高いんでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 御代田町の医療機関の特性というものもあります。それと、国保には、一般と老人があるわけでありましたが、老人の給付費がかなり圧迫していて、一般の医療費分を嵩上げてしているという状況であります。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 私もそういうふう聞いていたんですけども、ちょっといま間違えてお示ししなかったんですが、その医療費の中で、県下の医療費の一覧表があるんですけども、それをちょっとお配りするのを忘れてしまったんですが、その医療費の中では、では御代田町が老人医療費にすごくお金がかかっているのかといえば、老人医療費のかかっている金額というのは、そんなには県下の中では大きくないんですよ。御代田町のその老人ですか、老人でいえば35番目。長野県下ではね。老人医療費にかかっているというけど、1位じゃないわけですよ。そして、退職者については54番目、81保険者の中ですよ。そして一般でいえば、67位、一般の人の場合はね、医療費というのは、そして全体、そのさっき30万1,313円という医療費というのは、76番目ということになるんですけど、だからなんで、だから全体で76番目、全部その一般も退職も老人も見て、全体で76番目といって医療費は低いんですよ。なのになぜ国保税だけが1番になるかというところが、すごく疑問に思うんですよ。だから、それで前にそのことを説明したのは、町が一回説明したのは、被保険者というのが5年間で22.6%増加したにもかかわらず、国保税収入というのは微増だったと。5.8%しか伸びなかったと。そして1人当たりの調定額も下がって、大幅に下がっている。これは景気低迷による課税所得が下がっていること、そして低所得者層の増加、それから税制改正の影響、そして固定資産税の評価替えによる減額によるのが大きいというふうにおっしゃっていたんですけど、やはりその低所得者層の増加というのが、だから結構収入のないような人がどんどん国保に、御代田町の場合、入ってきている、そういう中でのやはり滞納者も増えていく、だから、その低所得者が増加している中で、県下一の保険料、だから高いか低いかの問題ではなく、だっていいですけど、生活実態から見たら低所得者がどんどん増えている中で、それで国保税もどんどん上がって介護保険料も県下1位になって、そういう中ではやはりもう特別な施策として町の施策が必要なんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。町長。

○議長（土屋 実君） 町長、土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

確かにいま言われるように、御代田町の介護保険、そして国保料、そういったものは非常に住民の皆さんから見ると負担増になっている、こういう部分は確かであろうと、こういうふうに思っております。そういった中で、先ほど町民課長も説明をいたしましたけれど、御代田町、しばらくの間、医療費は伸びていても国保税の見直しはしなかった、こういうことがずっと続いた部分があります。そして、いよ

いよ基金がなくなってきた、どうしても見直しをせざるを得なかった、そういうときに、非常に悪いことに、経済動向が本当に低迷してしまった、そしてまた、御代田町の人口構造も年々高齢化に進んでいる、そしてまた住民の皆さんも健康に対する関心が非常に高まってきた、ということの中で、医療費が増加した。ここに収入が減った、しかしながら医療費は増、そして国保料の算定は加入者の皆さんの負担の中で運営をされている、そういう事業であるわけです。ですから、いろいろな面がここに重なってしまったと。これ事実だと思います。

それともう1つは、市村議員が言われたように、この加入者の人たちの加入構造というものも無視できない部分があるかと思えます。いろいろな加入者の人たちが、高額所得者もいる、全体が高い、収入がある、そうした人たちが加入しているとそんなに負担感というのは生じてこないわけでございますけれど、社会の構造の中で、低所得者の皆さんが非常に加入する人たちが多くなった、そして農業の関係もいろいろな価格低迷だとかいろいろな関係で所得が落ちてくる、いろいろな部分がここに重なっている、こういうふうには思っているところでございます。確かに御代田町、国保料の関係については、税の関係については2年連続見直しをした、住民の皆さんから見ると、非常に負担感が、負担増を切実に感じているのではないかなと、こういう状況にあります。そういった中で、納められる額か、そういった部分に問われますと、町としては所得に応じた部分の中で税を算している、こういうふうにとらえていただきたい。なおかつ、その軽減の関係も、更にいままでは6と4ですか、それを7・5・2に見直した、そういった部分も配慮をしていると、これは是非ご理解をいただきたいと、こういうふうには思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） ですから、本当にもう町民の人がどうにもできない状況、その国保加入者の状況を見ても、だれがあれだというわけではないですよ、もう社会の構造自体がどんどん非正規雇用とかというふうになってきて、なかなか社会保険でみていたものが、もうね、小さい業者だって本当は会社負担で健康保険を出さなければいけないものをみんな国保に入れてしまおうとか、そういう構造がもうありますよね。だからそういう中で見合ったあれを払っていただくといっても、やはりもう限界に来ている、そういう中で滞納すれば保険証の資格証明書、次にちょっと資格証明書の話にも行くわけですが、資格証明書も皆さんにお配りしましたが、その県下の資格証明書発行数の一覧表、これ県から出していただきました。これも御代田町105というのは、だんとつであります。105の次は幾つかといえば、松本市が67、千曲市が63ということであります。この数字から見て、105の世帯に資格証明書が発行されているということは、非常に厳しいといえますか、大変な状況が生まれてるって、本当にこれで健康が保たれるのかなと危惧するわけです。ですから、本当に払えるところの課税して保険料を決めているんだから、もう払っていただくしかないといっても、もう御代田町のその国保全体の状況から見れば、やはりここはきちんと施策として手を打たなければいけないのではないかなというふうに思うんですが、全く町長、引き下げの考えはないんでしょうか。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） 現状のところ、そういう考えは持っておりません。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 本当にこの2年連続の値上げですけども、去年の値上げのときは、所得、2人世帯で所得0で7割軽減の世帯でも年額1,620円の値上げ、4人世帯では総所得が150万円の世帯で軽減の対象にならないので5万5,080円の値上げになって34.2%の値上げとなったわけです。軽減策があるというものの、低所得者も値上げとなったり、中間層ですね、国の方の課税標準とい

うのもどんどん下がってきていますよね。そういう中で、本当にこの中間層、昔は本当にその中間層と
いってもかなり低所得、もうかなりの厳しい世帯に入っていた部分が、かなり大幅な34%の値上げと
いうことで、もう生活自体が脅かされているというような状況になっていると思うんです。町長は一向
に値下げは考えないと。ですから、その国保の中でも高額所得者にとっては、かなり収入、町長もそう
だと思うんですけど、国保は最高額が54万円ですか、54万円というのが最高限度額ですから、幾ら
値上げがされても、もうそのランクにいる方は値上げにはなりませんね、もう最高額だから。だから、
そういう中で高額者の人には値上げというのは全然ひびかないんですけど、高額所得者にはね。本当に
その底辺、だって、4人世帯で総所得が150万円ですよ。その人たちにとっては、相当の厳しい、で
すから、もう本当に引き下げというのは、やはり、次にもその資格証明書の部分にもなるわけですが、
保険証をもらえない人たちをつくる、そうすると、もう医療を受けられないシステムにどンドンなって
いくというような状況になるので、やはり引き下げというのを考えるべきだというふうに思います。

では次に、その資格証明書の方に行きたいと思います。

県下1位のその資格証明書、この表を見ていただくとわかるように、御代田町が105世帯に発行さ
れているんですね。この資格証明書というのは、昨年2月ですか、通達が出て、義務化というか、よ
りいっそう厳しく、小泉政権のときの2000年からもう義務化というかどんどん厳しく資格証明書を
発行しろということがあった中で、御代田町も年々資格証明書発行が増えているわけですが、その
資格証明書の発行の推移ですか、それとこの資格証明書を発行されている中には、前はその老人世帯
には資格証明書は発行しないということで、それは国の方の指導というか通達もあると思うんです
が、されていると思うんですが、その資格証明書の中で老人世帯というのは何世帯いるのか、また、乳幼
児を抱えている世帯というのは何人いるのか、その点、わかりますか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

資格証明書の関係であります。資格証明書、短期交付証の被保険者の交付であります。その流
れについてちょっと説明申し上げたいと思います。

これにつきましては、御代田町国民健康保険滞納事務処理要領、また運用内規によって納税相談等
を実施して、納税のない者について資格審査会を開いて決定をしているところであります。そして、資
格証明書の交付対象者として該当するものであります。納付相談・指導に一向に応じようとし
ない者、また、納付相談・指導の結果、所得、資産を勘案すると、十分な負担能力があると認め
られる者、それから納付相談・指導において、取り決めた保険税の納付方法を誠意をもつて履
行しようとし、それから滞納処分を行おうとするときに、意図的に差し押さえ財産の名義変
更を行うなど、滞納処分を逃れようとする者、これらの方について一応資格証明書という形
でやっているわけです。

そして、審査会終了後につきましては、資格証明書発行者には、弁明の機会という形の中
で、弁明書の提出をお願いしているわけであり、これが約2週間の期間を見てあります。そ
して弁明書の提出のない、弁明書の提出があった方については、その対応をさせてもら
っているわけであり、弁明書の提出のない者及び、また、特別の事情が認められないとい
う者については、資格証明書の発行を行って来ております。

ただし、当該世帯に老人保健の規定により医療費を受けることができる世帯があるわけ
であり、この方につきましては、当該世帯に被保険者証を交付して、その他の者につ
いては資格証明書を交付しているという状況であります。

そして、資格証明書の交付者に対する被保険者証の交付については、滞納者と話し合
って、誠意をも

って分納、それから分納誓約、いろいろな方法がありますけれども、これに応じていただける者については、一応資格証明書としてやっているわけでありますが、そういう誠意をもって対応していただく方については短期交付という形の中で切りかえているということもあります。

それから、御代田町についてはこの更にもう一步進んだ段階として、保険給付の停止というものがあるわけでありますが、これについては御代田町はいま行っておりません。

そして短期保険証の交付については、6カ月以上の滞納のある者、それからいま資格証明書で言いましたが、これに該当する者については短期被保険者の交付をしているところであります。その中でこの世帯の中に、資格証明書の中に老人世帯が何人いるかという話であります。ちょっと老人世帯についてはその部分は調べてこなかったわけでありますが、乳幼児というか中学就学前までの子どものいる世帯、これについて資格証明になっている世帯は、10世帯あります。10世帯ありますが、転出、それから短期交付になっている者が3件あります。それから資格証明書を発行しているわけでありますが、医療機関にこれは10割をお支払いして、そして町に療養諸費として請求をして、自己負担分の3割を本人のところにお支払いするわけでありますが、そういう滞納をしている方については、町でお支払いするときに滞納者と話をしまして、できるだけ税に入れてくださいという話の中で税の方に入れているということもあります。

それから御代田町が一番105件というふうに言っておりますが、御代田町は県に先駆けてこの資格証明書を実施しているわけです。それでいまの状況でいま県は指導を強化していますが、県が指導強化する前に御代田町としてはこの資格証明書を積極的に取り組んできた経過があるわけでありまして、それでいま105件という滞納になっています。しかし、これをまた早く資格証明書を短期交付なりいろいろなものに切りかえることがいいのかどうか、それについてはまたご議論もあると思っておりますけれども、これを資格証明書をやめることによって、更に滞納額を増加させる結果になるのではないかと、それから滞納額が増えるということは引いては更に住民の皆さん、国保に入っている皆さんに増税をお願いする結果になる。また、医療費の増加を招く結果になるというふうに思っております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いま資格証明書の交付状況を説明、どういう方にされているかというのがありましたけど、ではこの10月に保険証が切りかわったわけですね。それでかわった中でのその資格証明書の発行数と、それからその短期被保険者、この10月の段階で、それからその短期保険証というのは1カ月、3カ月、6カ月とあってありますけど、その状況はどのようになっていますか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

本年度につきましては、審議会にかかったときには98件ありました。しかし、いま現在、資格証明書、滞納者の方に誠意ある対応をしていただきまして、いま現在で資格証明書は81件の交付をしているところであります。

それから、短期交付については70件の交付をしています。そして、短期交付については、いま何件というふうに、1カ月、3カ月、6カ月というふうにありますけれども、ちょっとそこについては月別の世帯数については、いま資料が手元にありませんので、また後日お知らせします。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 前に御代田の場合は1カ月交付はしていないというお話だったように思うんですが、1カ月も交付しているんですか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

基本的には3カ月、6カ月でありますけれども、ちょっと悪質といいますか、そういう方については、様子を見るという形の中で1カ月という対応もさせていただいております。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いまその資格証明書、長野県下先駆けてやってきたというお話ありましたが、私たち、県はではこれをどういうふうに考えているんだということで、長野県下では580...ここに書いてありますよね、資格証明書の発行数ですけど、586世帯しか長野県下は交付されていません、資格証明書。そういう中で、御代田町が105件、いま担当課の方がおっしゃるには、県下先駆けて、国がそういうふうに義務化を推し進めてきたわけですよ。1年以上の滞納者には資格証明書を発行しようということやってきたわけですけども、この間の12月3日の夜9時から、NHKスペシャルというのをやっていました。『もう医者にかかれない、行き詰まる国民健康保険』、そのアナウンサーの堀尾さんという方が言っていましたけれども、このところ番組あてに手紙がすごく多く届いていると。『難問解決、ご近所の底力』という番組で、身近なお困り事に相談に乗ってきた、この番組の中や、それから毎朝8時半ごろからやっています『生活ホットモーニング』あてに、600通にもなる手紙が寄せられたと。この国保問題を是非取り上げてほしいと、そういうことで1時間番組やっていたんですが、中身はどんなものかという、どの自治体も高く払えない、特に税制改正による国保が倍になったとか、それからやはり景気低迷の中リストラにあったとか、元請が倒産してしまったとかで仕事がもうどんどん減って、仕事がない中で、収入がガクッと落ちたと。そういう中で、やはり電気・ガス・水道は止められたら困るので、そちらをどうしても優先的に払うと、国保が払えない。その方は持病を持っていたんですね、ヘルニアという。テレビでもよく見ていましたけど、お腹のところが腸が出ているような、ポコンというふうな感じでなっていました。そういう中でやはり資格証明書を持っていると、病院にも保険証がないと行かれないと。保険料も払えないから生活が厳しいわけですから、10割の医療費が払えないということで病院に行けないというようなことが取材されていたんです。そういう中で、番組のそのアナウンサーも言っていましたけれども、国民健康保険というのは、いま国は払えるのに払えない、先ほど資格証明書を発行しているのは悪質ということになっていくわけですよ。ではちょっとそこでその105件については滞納者が240何人とかっていつて半年以上とかって、では1年以上の対象者にはすべて発行されているんですか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） すべてについて資格証明書を発行してはおりません。先ほど言いましたように、滞納している方については、まず納税相談をします。その後分納誓約、要するに毎月例えば5,000円なら5,000円、1万円なら1万円入れて、分納誓約を入れて、それを確実に履行している方については資格証明書は発行してはおりません。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） ではこの105という数字というのは、本当に弁明の時間を与えても来ないとか、そういうふうになるともう悪質とみなしてしまっているということですよ。

ですから、そこを、このテレビでも言っていました。国が払えるのに払えない人、それから払いたくても払えない人というふうなところで、いま国が何をしているかということ、資格証明書の発行と、それから差し押さえ、それを強行にやれというようなことを推進していますよね。そのテレビでは、どうやったら差し押さえできるかというようなことも、何かやるんですよ、保険者、各自治体のその国保担当者が来て、どうやったらいかに取れるかというようなことを、とても恐ろしいように思いましたけれ

ど、そういう何とかして、その悪質、でもその番組のアナウンサーも言っていたけど、払いたくても払えない状況がいまは多くあるのではないですかと。この病気だった方の様子を見ても、なかなか役場に敷居が高くて行けないというか、その弁明の何カ月にも一遍来てくださと言われても、払えるお金がないわけだから行けないというような状況の中で、どんどん滞納が改善されないということなんですけれども、そういう中で本当に資格証明書というのは命綱、松本でありますけれども、松本においてはこの資格証明書というものを緩和しているんですね。緩和措置を出したわけです。なぜかという、やはり弱者に対して医療が、資格証明書になってしまうと病院になかなか、10割負担ということがすごく大きいので、経済的弱者にとってはその医療から排除されてしまうということで、7割・5割・2割ですか、国保で減免措置を受けているところには資格証明書は発行しないとか、それから乳幼児のいる世帯には資格証明書は発行しない、ちゃんと保険証を発行する。滞納者に1年間資格証明書を発行したところに、翌年、2年にまたがっての資格証明書は発行しないとか、緩和措置を出してきているわけなんですけれども、御代田町は、だからその悪質と悪質じゃないところのみきわめって、大変難しいと思うんですが、何度も納税相談に来なかったらもう悪質にカウントされてしまうというのが、いまの御代田町ですよ。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

105名の資格証明の内訳につきましては、審査にかけますけれども、大体毎年、同じ人たちがそのまま移行していくという形が多いです。新たに確かに入る、資格証明に入る方もいます。しかし、資格証明は内容を見ると、もう前からずっと滞納をしていて、その人たちが引き続き資格証明書になっているという方が主なものであります。資格証明の内容は、以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） ではその資格証明書の発行は、実態に、ずっと同じ人がなっているというんだけれども、その人の生活実態というのは把握できているわけですか、105世帯の生活状況というのは。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 税務課の方でその資料をつくりまして、それに基づいて要するにその資産もわかりますし所得がありますよね、所得から始まって資産もわかりますし、それから滞納額もわかりますので、その段階で審査をかけているという状況であります。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） ではもう町の方はもう資格証明書発行については、何も改める考えはないということですかね。ちょっとその福岡市はやはり御代田と同じように、国の方が義務化されてからそのテレビの部分はずっと資格証明書を発行してきました。ですけど、やはりいろいろな状況の中で、なかなか病院に行かれないという状況も踏まえて、資格証明書の発行を抑えて、短期交付証に、短期保険証にするというようなふうに変えてきたというようなことが報道されていたわけですけど、御代田町は厳格にだから資格証明書を発行していくということですか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 町は血も涙もないような態度をとっているというような言い方ですけども、町としては誠意をもった対応をしていただければ資格証明書から短期証明書、更には保険証の交付という手順で踏んでいますので、そういう手続き、その額によります、額というか、その家庭状況によりましてすべてを入れるとは言っていないわけです。誠意をもって多少なりとも入れていただければ、

資格証明書から短期にしますよと。更に誠意をもって対応していただければ、保険証は出しますよという対応をしていますので、町が何でもかんでも血も涙もないような、そういう対応をしているわけではありませんので、その辺はご理解はよろしくお願いします。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） ですから、先ほど言ったように、緩和措置の考えもあるかどうかちょっと聞きたいわけですけど、緩和していく、資格証明書の発行の緩和という考えがあるかどうかというのと、ちょっとまた松本市ですけれども、実はこの間、生活と健康を守る会というのが、長野県下でそういう会が発足しまして、やはりその資格証明書が発行されて、なかなか病院に行かれない、病院の中ではやはりかなり重篤な状態になっているという県下の情報の中で、県に対して、この間、対県交渉を行ったんですよ。命と健康を考える会というところでやっているんですが、その中で対県交渉で、その国保でスノハラ課長ですか、出てきて言っていましたけれど、やはりできるだけ資格証明書は各自治体に発行するときには、本当に保険者の弁明、しっかりと聞いて、できるだけその交付には、資格証明書発行にはならないようにというか、できるだけ資格証明書を発行せずに、できるだけ払ってもらえるようにしていただきたいという話の中で、ちょっと松本市の方が出していたんですが、松本市、10月にその保険証が交付されましたね。そしたら、中にはもう保険料が払えないからと役場に送り返した方がいるんですよ。保険料が払えないので、もう私は保険証はもらえませんというふうに返した人がいて、そしたら、担当課がそれを持って来た。なぜかといえば、これは命綱ですから、だから1,000円でもいいので払ってくださいということだったらしいですが、そしたらそのスノハラ課長が言っていましたけれど、首長の考えというのもありますかねと言ったら、ほかの方が、あそこはスガノヤさんてお医者さんなんですけど、やはり医療という部分で、そういう職員が、そしたらその課長だけがやっているのかと思ったら、課長、係長、課の人がそうやってその資格証明書の人のところに保険証を持って行って、少しでも払ってもらえませんか、資格証明書じゃない、保険証を持って行って少しでも払ってもらえませんかというようなことをやっているという中で、では首長の考え方ですかねと、ちょっとお聞きしましたら、かもしれませぬというふうにその課長は、スノハラ課長はおっしゃっていましたけれど、だから、北風と太陽というようなたとえもその課長はおっしゃっていましたけれど。

だから、本当に払えないんだから資格証明書を発行する、だって収納率だって、資格証明書を発行したからって収納率が上がるわけでもなければ滞納者も減っているわけでもないですよ。それはほかの人に税負担だって、だったらほかの人というよりも町がもう施策として、先ほどから言っているように、引き下げというか、もっと国保税をやはり下げるべきだというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） 私は、資格証明書の関係を緩和するとか緩和しないとかいうことではなくて、きちっと滞納をされている皆さんと話をし、そしてその約束の中できちっと履行されるような方策を立てる、それを履行されれば、資格証明書も何でもかんでも出すということではないわけでありまして。あくまでもそれぞれに事情があるわけです。その事情において対応をしていると、こういうことを是非理解をしてほしいということと、税も加入者の皆さんの負担の中で運営がされている、このこともやはり考えていかなければならないことかなと。納める能力のある人でも納めなくもそのままいいのか、負担の公平の原則という部分の中では、きちっとそういうものも堅持していく必要があるのではないかなと、こういうふうに思っているわけでありまして。それと同時に、やはり行政の中で一番取り組んでいかなければならないことは、国保料を、国保税を下げてもいいような状況にする、そのためには何が必

要なのか、予防、これに徹底をして、医療費を抑えていく、こういうことがある面では一番必要な作業ではないかなと。やはり加入者の皆さんの負担で運営されているときには、この資格証明書、この部分もやむを得ない作業かなと。ただし、何でもかんでもということではないと。

それと同時に、資格証明書の発行、短期発行、こういったものも数字として載っているわけでありませうけれど、本当に御代田町が105件で長野が1件なのか、それぞれの自治体の対応の仕方、そういったものもあるのではないかなと、こういうふうに思っているわけです。ということは、やはり御代田町は1つ、原則の部分はきっちり守りましょう、そしてその資格証明書を発行できない方についても、それぞれ個々相談をし、その中で対応している、これもまた必要な作業ではないかなと、こういうふうに思うわけです。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） その国保の県の対県交渉のときは、長野市の市議員も同席しておりましたので、多分、正確な数字だとは思いますが。

（発言する者あり）

○7番（市村千恵子君） それでね、やはり国保会計というのは、前年度の所得にかかってくるというところがやはり公務員って、私たちみたいに毎月、去年もそんなに大幅な減額ってありませんけど、この国保に入っている人たちの収入というのは、本当に農業所得だとか普通の店をやっているだとか、そうなるともう景気というものがもうかなり左右しますよね。前年度は収入があったにしても、その翌年度は、その年の収入に課税されれば問題はないわけだけど、結局失業したって次、前の年に働いていっぱい持っていればかかってくるわけですから。やはり抜本的な対策というのをしないで、このまま推移して行って、医療費が伸びたらまた国保税に転嫁というようなやり方では、絶対町民の健康は守れないということを申し添えたいと思います。

次、乳幼児の医療費なんですけれども、再三この乳幼児医療費の年齢引き上げ、小学校卒業まで実施すべきだというふうに思います。これもこの4月からは完全に通院、就学ともに実施され、県が実施しましたので、御代田町もこの4月から就学前まで、通院の部分を上げました。それによって、半分値上げたんだけれども、町の持ち出しというものが230万円ほど減ったという中で、ではこの230万円を医療費、年齢引き上げ何歳までできるかという中で、小学校3年ぐらいまでという答弁が今年の多分6月議会、茂木祐司議員が行ったときのものだと思いますけれども。

そういう中で、やはり乳幼児の、再三いつも言っているんですが、小さい、低年齢の子の場合は、病院にかかる率も高いですから、1歳の金額というのも伸すと思うんですが、小学校3年生までという数字ではありますけど、その高学年、4・5・6年になりますと、本当に医療に、インフルエンザは別として、なかなか普段、喘息持っている子は別として、医療、やはり高学年になれば抵抗力がつくので、医療費も高まないと思うわけです。是非、この子育て、やはり医療費がどんどん伸びていく中で、この子育て支援というのは、とてもこの乳幼児医療費、多いと思うわけです。多いと思うというのは、先ほども資料をお示ししましたように、もう全県の中では中学校卒業までやっている自治体というのが、もう11、村・町がほとんどなんですけど、過疎対策というものもあるんでしょうけれども、でも中学校就学前までやっている自治体ですら7町村ございますし、是非ともこの小学校卒業まで乳幼児医療費、値上げする考えはあるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

市村議員が言いましたように、この質問に対しては、本年、第2回定例会で茂木議員からご質問があ

りました。それで、その答弁として、本年4月より、県・町が小学校就学まで引き上げを行ったことにより、乳幼児医療、給付制度は充実してきていると。また、県が引き上げたことによって、町の負担を財源に医療費を無料化した場合については、小学校3年まで推計できるということを、それと当面、この制度による波及効果を見ながら今後検討していきたいというふうに答弁したところであります。

また、県は、17年度までは4歳未満だったものを本年小学校就学前まで引き上げを行いましたけれども、当御代田町は、16年8月より4歳を5歳に引き上げてきたと。それで県より1歳上乘せしてきた経過がございます。この事業については、その部分については町で全額負担してきたというところがあります。また、本年4月から小学校就学前まで引き上げたことによる医療費の総額であります。当初967万円ほど見込むという答弁の中でありましたが、この2分の1の480万円というのは、引き上げたことによって町の医療費の分としての増額になっているということでもあります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） だから引き上げる考えはあるかないかという点、お願いします。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 本年引き上げたことによって、当分、ちょっと様子を見させていただいて、近隣の町村等の動向も勘案しながらいきたいというふうに考えています。

○議長（土屋 実君） 土屋町長。

○町長（土屋 清君） 1つお答えをさせていただきます。

確かにいま医療費の問題、介護の問題、非常に自治体にとっては頭のいたい財政負担を伴う、なおかつ、住民の皆さんから見ても負担感が非常に大きい、この事業であると、こういうふうに私も考えています。

よく言われますように、これから少子高齢化がどんどん進んでいけば、町や村が消滅してしまう、そんなことも心配される、そして、そういうことを防ぐというような考え方の中で、町や村は非常に財政負担がありながらも、そういった就学前乳幼児の医療費を小学校まで、あるいは中学校まで、そういうことをやっている。これはある面では自分の村が、地域が終わってしまう、そういった部分まで考えた中での対応であろうと。ということは、もうこれからのこの国保運営等の関係については、一自治体で考えるということではなくて、県単位、こういうところでも考える必要があるだろうということで、私は町村長の専門部会というのがあるんですが、その社会部会に所属してまして、県の皆さんと話をしている中で、もう合併等が進んで、それぞれ枠組みが決定してきたと。そしてその中でいろいろな問題点が出てきている。ということは、県と自治体との役割を、いままでどおりではなくて、県単位で取り組んでいかなければならない事業と、それぞれの市町村自治体を取り組んでいく、受け持っていく、そういった役割分担まで考えていく必要があるだろうと、こういうようなことも提案をしている状況であります。そういったことはまだ先として、御代田町もこれ以上住民の皆さんの負担増はできないだろうということで、介護保険の関係については一般財源を投入したと、こういう経過もあるわけでございますので、やはり町としては全体的な財政運営を考えた中で対応しなければ、私、夕張みたいな町に、自治体にしてしまうわけにはいかないわけです。そういうこともひとつお考えをいただければありがたいかなと、こんなふうに思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

時間ですので、まとめてください。

○7番（市村千恵子君） はい、是非、やはり御代田町も子どもの生まれている数は年々減ってきてい

るという状況の中で、子育て支援というところでは、課長がおっしゃるように、今年度の状況を見ながらということですので、是非考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告3番、市村千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

通告4番、武井 武議員の質問を許可いたします。

武井 武君。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 議席番号3番、通告4番の武井であります。

議員になって初めて一般質問を行うわけでございますけれども、共産党のかわら版を意識して行うわけではありません。私の質問内容は通告そのとおりでございます。それによりまして、お聞きをしておりますわけでございますけれども、まず一般質問をしなければならなかったかと、これは町民の間から私に問い合わせがありました。その対応ができなかったからであります。この任期中は、一般質問はしないで質疑だけに行こうと考えていましたが、先ほど申しましたとおり、一般質問をしなければ考えが出ないということで、町のお考えをお聞きすることにしました。

その町民の問い、疑問でございますけれども、おい、議員さんや、町は第4次の計画を立てたそうだが、計画のダイジェスト版、これでありますね、ダイジェスト版、も配ってくれたと。その一番の頭に、2万人公園都市構想と載っているな、ということです。第3次の計画にもあったよなどと、は載っているけれども、おい、議員さんや、いつ2万人になるだと？ どっかと合併でもするだかやというような問いかけでございました。私も第4次長期振興計画の審議委員でもありましたから、その審議会の中で質問をさせていただきました。通告書にもありますとおり、人口減少時代に入ったといわれる現在、第3次長期振興計画のときは長野県も高速交通網時代の幕開け、長野自動車道あるいは上信越自動車道の開通、また4車線化、長野新幹線の営業の開始、あるいはまた一時期で終わりましたけれども長野オリンピック、パラリンピック、また景気の上向き等々に、確かに人口の増加する要因はあったと思うわけであります。しかし、第4次計画では、いままでにない人口減少時代に入ったといわれるときに、2万人構想は大変なものがあると、意見を述べさせていただきました。その中で、計画の原案をつくる役場庁舎内に設置されました専門部会あるいは企画部会の中から、企画会議ですか、の中から2万人構想は大変だという意見もあったが、大変なときだけでも第3次長期振興計画に掲げた2万人構想を無駄にすることなく、2万人構想に希望を持とう、夢を持とうということで決まり、審議会に諮問をしたと、説明がありました。

私もそのときは超長期目標だから、希望でも夢も了とするかと思ったわけであります。しかし、町民の方が、いつ2万人になるのと聞かれたときに、そうですねあとということで対応ができませんでした。超長期的だからということでもあります。当然、基本構想を議決し、また審議会でも、審議委員でもありながら、「おめえ、一体何聞くだや」というふうに思われても、恥を忍んでお聞きしたいと思います。

そこで、町長はこのダイジェスト版の中で2万人、平成18年度を初年度とすると書きまして、最後に超長期目標2万人公園都市構想の実現のために新生御代田町のスタートを町民の皆さまとともに切りたいと思います、というふうに述べております。

そこで、お聞きいたします。町は超長期とは何年先とお考えか。また、構想の計画、ダイジェスト版、あるいは第4次長期振興計画の中では第3次長期振興計画で2万人都市構想に掲げたときは、2005年、平成17年からの人口減少社会を想定できませんでしたか。人口減少社会を迎えて、2045年、平成57年までの人口推計することは、不可能に近いものがありますが、あくまでもいままでの傾向が

続けばという前提に立脚した推計値です、というふうに述べてあります。

そこで、この長期2万人になるのは、超長期とは2040年から2045年、平成52年から平成57年の間になるとお考えか、まずお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長、古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） まず、町の人口の動向について、ご説明したいと思います。

当町の人口は、現在まで一貫して増加してきたところでございます。平成17年度の国勢調査における確定値は1万4,124人で、前回の平成12年の国勢調査から712人増加しております。県下では増加人数が4番目、増加率では3番目になっております。また、高齢化率については、県下で2番目に低く、若者、労働者の多い町であります。増加傾向が続いているとはいえませんが、18年に入り、人口の増加が停滞しております。これは踊り場の現象であり、総体的な傾向としては増加の傾向が続くと考えております。国においても2007年から人口減少に入ると当初推計しておりましたが、実質的には2006年上半期から人口の減少が始まり、当初推計より減少の速度が速まっていることも事実あり、当町の人口の増減に影響を与えることも確かでございます。

さて、ご質問の件であります。2万人公園都市は、いつ実現するかということでございますが、計画策定時から2万人という目標人口について、繰り返し議論をした経過がございます。2万人都市構想は、昨年まで人口が年150人から200人増加してきた実績からの実質的な面と、先ほど武井議員がおっしゃいましたように、町民が夢と希望を持てる計画であるという理念的な面の2面と併せ持った構想になっております。第4次長期振興計画に記載してありますが、あくまでもいままでの傾向が続けばということをおもって推計してございます。この2万人というのは、現状が続いたと仮定しまして、計画策定時から、平成18年です、おおむね35年に達する予定ということで計画してございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 私も計画書を見て、また審議委員でありましたので、当然、35年、それからまあ40年ぐらいいはかかるかなと、この傾向が続いて、であります。先ほど、企画課長答弁の中にもありましたとおり、長野県でも、あるいは県内でも、人口の伸び率あるいは人口増加においても、上位にランクされている町であるということではありますが、全国的に見ると、2007年からの減少が2006年の上半期から減少が続き出したということでもあります。

要するに、このいままでの傾向が続けばということでございますので、これを2万人に、夢、空想で、構想を空想にするのではなくて、ということございまして、この構想を実現するには何らかの施策を、人口増の施策を打っていかねばならない。そうしないと、この傾向は続きっこない、このように考えるわけでありまして。

そこで、町にお聞きをいたします。

当然、人口増加を図る施策は、2万人都市構想を載せたこのダイジェスト版にもありますとおり、いろいろな主な事業あるいは生活基盤整備、社会福祉の推進等々を行っていけば2万人になるよというのが大前提でございますけれども、当然のことながら、それだけを全部の財政の中で一遍にやるわけにはいかないと思うわけでありまして。

そこで、私の考えを1つ申し上げながら、町の施策がどうであるか、私はまず第一に、この人口増は住宅施策、宅地施策と、それから働ける場所づくりにあると思うわけでありまして、町は特にどういった施策、政策・施策が重要と考えるか、あるいはどういう政策・施策をいま現在考えているか、

お聞きをいたします。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（古越敏男君） それでは2万人公園都市構想の要因、増えていく要因から説明していきたいと思います。

まず、高速交通網が整備されたことによる首都圏からの人口の流入があります。2つ目として、近隣市町、佐久市、小諸市、軽井沢町など、近隣市町からの転入者の増加があります。3つ目として、当町の人口の増加は、社会動態が約8割、自然動態が2割を占めている状況があります。転入者が圧倒的に多いということであります。4つ目として、都市計画の用途地域面積704ヘクタールのうち、住居系用途地域の面積が599ヘクタールあり、全体の85%を占めております。住居系用途地域の未利用地が、まだまだ多く存在しております。5つ目として、定住人口を増やすためには、雇用の確保が必要になります。6つ目として、福祉・教育・環境などの行政サービスの質の向上が必要になります。高速交通網の整備、先人の皆さまの多年にわたる努力が結実した、産業振興、特に工場誘致による雇用の確保、御代田町環境保全条例、開発指導要綱などによる自然の保護、住民の生活環境の保全や災害の防止により、町民の安全な住環境の確保と節度ある開発をしてきたことや、都市計画の用途地域への誘導施策により、ハード面より質の高いまちづくりをしてきたことが、人口の増加につながってきたと考えております。

さて、施策、対策でございますが、まず、工場誘致関係でございますが、やまゆり工業団地に農村地域工業等導入促進法によりまして、シチズンファインテック株式会社、また、来年度から生産開始予定の日穀製粉株式会社を誘致いたしました。県内や全国的な傾向として、県や市町村の土地開発公社などがバブル経済のころ、工場用地を造成し、現在に至るまで売却ができず、不良資産などを持ち続け、地方自治体の財政を圧迫している例は、枚挙に暇がありません。このような状況下で工場用地の造成は、時機を得ているとは思われません。このため、御代田町におきましては、企業及び町内に立地しようとしている企業に対しまして、平成17年12月に、過去に工場誘致条例というのがございまして、固定資産税の減免措置等があったわけですが、それが廃止になりまして、町独自に御代田町工業振興条例を制定しまして、町内企業のパワーアップを目的に、新設、増設などの設備投資をしやすい環境を整備してきました。これによりまして、当面は町内企業の育成による雇用の確保、工業振興を図っていききたいと考えております。しかし、今後の景気動向、工場用地の自給状況をみきわめながら、工業振興の政策判断をしていきたいと考えております。

2つ目として、都市計画用途地域の見直し及び農業振興地域の解除についてでございますが、都市計画法と農業振興地域の整備に関する法律は、都市的土地利用と農業的土地利用に大きな役割を果たしてきました。今後、町の発展のために両法の法律の精神を生かしながら、インフラの整備を決めまして、見直しを検討していきたいと思っております。

次に福祉・教育・環境などの行政サービスの質の向上であります。今後、御代田町環境保全条例、御代田町開発指導要綱などを遵守し、質の高い住環境の整備を誘導していきます。公共事業におきましては、平成22年度を目途に、公共下水道の完了を目指しております。また、御代田駅周辺の環境整備が遅れていることから、第4次長期振興計画の期間内に環境整備をしていきたいと考えております。

福祉・教育などのソフト事業が、より重要性を増していますので、児童福祉、社会福祉、老人福祉など、より質の高い福祉にしていきたいと考えております。

また、教育を取り巻く環境により、厳しい状況が続いておりますが、特にいじめ問題、不登校問題は、社会問題化しております。今後、これらの問題に対し、正面から取り組み、教育の役割をしっかりと果た

していきたいと考えております。

福祉・教育・環境などのソフト面での行政サービスの向上が、今後の人口の増加に大きな役割を果たすと考えております。

以上、対策等をお答えいたしました。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 私もそのとおりだと思います。当然、企画課長が答えたものにつきましては、すべて第4次長期振興計画の基本計画あるいは基本構想、あるいは町で定める実施計画等の中に載っているのは事実であります。

そこで、今回は具体的に住宅、宅地施策についてお聞きをしたいと思います。

まず、答申書、当然のことながら、先ほど企画課長の答弁にありましたとおり、長期振興計画の答申の中には、基本計画に2万人公園都市構想の趣旨を、より繁栄させ、施策の実行をされたい。あるいは御代田町に住みたい、住み続けたい環境整備、以上をハード、ソフト面から図られたい。当然そのとおりでございます、企画課長が答弁をしたとおりであります。

その次には、町行政の基盤である財政基盤の確立を図る施策を講ぜられたい。そこで私はそこに住宅のものがあるかなというふうに考えるわけであります。

そこで、基本構想の中には、先ほど企画課長も申されたけれども、「民間の行う宅地分譲は、土地利用計画を基本に住居系用途地域への誘導を図るとともに、環境保全条例開発指導要綱を遵守し、秩序ある開発を指導します」となっております。また、基本計画の中では、住宅地については「人口及び世帯数の増加、都市化の伸展に伴う新規住宅需要に対し、面的整備の手法を考慮して、民間活力の導入により計画的に開発整備を行い、効率的な住宅の配置を進めます」こういうふうに基本計画の中でもうたっているわけでありまして、これは住宅・宅地の件に関してであります。

ですからそこで私は具体的にお聞きいたしますけれども、都市計画街路御代田佐久線であります。主要地方道佐久軽井沢線交差部からしなの鉄道との立体交差部までの街路、その北側の土地利用でありますけれども、街路南側については住居、商店が建ち、街路にふさわしい有効な土地利用が図られていると思います。当然ながら、あそこの南側については2種住居地域が都市計画の用途地域にかかっているからだと思うわけであります。

ですけれども、北側については、先ほど企画課長申されましたとおり、農業振興地域等の整合性がございましてけれども、農業振興地域が主であるためか、何らかの利用計画、昔はベイシアが来ます、あるいは傅田さん生きているときには、一大商店街をつくりたいというような計画も上がっていたことがあるわけでございますけれども、これがだめになってしまった。

また、現在見てみますと、遊休荒廃農地も目立ってきました。そこで、北側街路沿いにも2種住居が一部可というところがございます。これを民間活力で開発しやすいように、町が先行投資をする、その先行投資とは何か。街路北側沿いに水道管、街路南側には佐久水道の水道管が入っております、これを北側へ引く、あるいは町営水道で行うというような佐久水道の給水区域の変更、あるいは町営水道として先行投資で民間活力を引き出すために水道管の敷設をするお考えはありますか。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えいたします。

佐久線、御代田佐久線から北側の土地でございますが、その地区は農業振興地域がかかっています。それらの解除、全体的の解除、あるいは土地利用計画がきちっと打ち出せれば、給水は可能ではない

かと思えます。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） そのとおりで、確かに農業振興地域が主であります。ですけれども、一部に住居、2種住居がかかっています。わずかな幅ではございますけれども、当然住宅の1軒建てる幅は十分なものがずっと北側にかかっているわけです。まず、御代田佐久線の交差部は当然のことながら農振地域、それは確かですけれども、住居地域があると。そこへ水道管をお願いしたいということでもあります。あそこにスタンドが前ありましたけれども、あれは佐久水道から給水外区域に町の許可をいただいて佐久水道が給水をしているということでもありますので、できれば、町の方も当分の間、できないのであれば佐久水道へお願いをして、佐久水道の給水を願うというお考えはありますか。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えいたします。

町の水道管が整備されていないところ、そういうところにつきましては、先ほど申されています近接する水道事業体から区域外給水をされることは可能です。町の方の整備がされれば、それでこちらに切りかえていただくというような形でお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） そのとおりでございます。住宅の1つをとっても、あるいはまだ住居系が十分に空いているというものをとっても、確かに人口増をしていくのは大変かなというように思うわけがあります。特に都市計画の住居系が空いているのは、南小学校区域、通学校区域に用途地域が非常に多く空いていると思います。北小学校通学範囲においては、用途地域はほとんど農振あるいは住居系もわずかなように思います。そのような中から、いずれにいたしましても、人口増加、早い時期に2万人都市構想を実現するには、大変な努力がいるというふうに考えるわけがあります。あらゆる政策あるいは施策等を講じながら、くどいようではありますが、構想が空想で終わることなく、未来が、夢が夢で終わることなく、2万人公園都市構想、実現されるよう、強く申し上げておきたいと思えます。

さて、町長招集のあいさつでも述べられたように、自律・協働のまちづくり推進計画が本年度3年を経過をし、その自立推進計画との整合をとりながら計画された、先ほど来申し上げております第4次長期振興計画が1年を経過をします。またそこで、私が先ほど質問しました2万人都市構想という大きな大きな夢を掲げ、希望を掲げて、出発をした第4次長期振興計画であります。その中で、自立推進計画に載せた大きな事業として、ごみ処理施設の建設と、中学校事業がありますが、町長招集のあいさつでもありましたとおり、エコステーションのアセスが最終的段階に入ったと。また、中学校建替えに伴うプロポーザルの謝礼、謝金が、本補正予算に計上されてきました。また、1番の通告で、朝倉議員の方から一般質問がありましたとおり、町にとってもとても悲しい出来事、事件が発生をしたところでありますけれども、町長の答弁の中では、二度とこのような悲しいことが起きないように、精一杯取り組んでいきたいというふうに申されました。

そこで、単刀直入にお聞きいたします。町長は来年2月、あと2カ月後に行われる御代田町町長選挙に立候補するお考えはありますか。

○議長（土屋 実君） 町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

結論から申し上げます。3期目に挑戦することを決意をいたしました。

自立を選択した御代田町、町是としている農業、商工、観光、いろいろ課題を抱えている。あるいは

子育て支援、医療、介護、中学校の建替え等々、問題は非常に山積しているわけであります。

それと同時に、いま武井議員言われたように、悲しい出来事があった。この二度と起こさないためにも、この体制づくり、みきわめていかなければならない。あわせて、いま現在、苗畑の有効利用、中でも中核施設、これの実現、努力をしていかなければならない、こういう状況にあります。そういったもろもろのことを含めて、私は8年間、この立場の中で対応してきたわけでございますけれど、ここに来ていろいろな問題が出ている、そしてまた方向もなかなか見えてこない。こういった部分を含めて、住民の、有権者の皆さんのお考えを聞いてみたい、こういった部分も含めて、3期目に出馬をさせていただく、こういう決意をいたしたところであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 町長の方から3期目に挑戦をするということで、よくわかりました。

また、この場で議論ができることを望みまして、私の一般通告質問のすべてを終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告4番、武井 武議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時05分）

（休 憩）

（午後 3時20分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告5番、内堀千恵子議員の質問を許可いたします。

内堀千恵子君。

（10番 内堀千恵子君 登壇）

○10番（内堀千恵子君） 通告5番、議席番号10番、内堀千恵子でございます。

まず初めにいじめに対する対策について、またそのうえで、命の大切さ、また人を思いやる心をどう育てていくか、このような点についてお伺いをいたします。

いま全国で、未来ある子どもたちがいじめによる尊い命を絶つ、このような大変悲しい事件が相次いでおります。どうしたら子どもたちを救えるのか、私もニュース等を見ながら、そのたびに考えさせられております。やはりいじめについては、早い段階でだれかが気づいてやること、そして対応をすぐに行う、このような早期発見早期対応が大切であると、このように思っております。

私は、いじめはどの角度から考えましても、いじめる側に非があると認識をいたしております。学校で、また家庭で、いじめの側になっていないか、また、いじめられていないかと、子どもたちは何かの形でこのSOSを発信していると、このように思うわけでありますが、そういう面について、先生も親もしっかりとみきわめながら行ってほしいと、このように思っております。

さて、いま長野県というか、近隣でもそうですけれども、県内で各自治体の教育委員会等で、小学校のいじめの調査が行われております。2～3日前にも佐久市、小諸市、また伊那市等で、いじめの調査が行われたという新聞記事も出ておりました。そのような中で、いま御代田町でも小中学校でいじめの調査が行われたと思いますが、まずその実態について、また内容的にどのようないじめがあったのかというようなことがわかりましたら、各小中別にわかりましたら教えていただきたいと思っております。

実はそれにつきまして、本当にこの不登校みたいなものがそういういじめの中から出てきている場面もあるのではないかと、もしわかりましたら、不登校がどのようにあるかと、その辺わかりましたら、一緒にお知らせを願いたいと思っております。

○議長（土屋 実君） 教育長、櫻井雄一君。

（教育長 櫻井雄一君 登壇）

○教育長（櫻井雄一君） お答えいたします。全国各地で毎日のように児童生徒がいじめに追い詰められ、自らの命を絶つといういたましい事件が報じられております。死まで追い詰められたその子の苦しさとか無念さを思うと、大変胸が痛みます。

いじめは、教師や大人のわからないところで、集団で行われている、そのため、大変発見が遅れるということが多く、いま議員が言われるように、早期発見早期対応がもっとも大事だと考えております。

町では、教育委員会として、この問題が起きると同時に、3校長を教育委員会に呼びまして、その実態を調べました。そして、その対応について校長にお願いしたところでございます。いまのところ、御代田町のところは1件のいじめがあり、その対応をしていただきました。これは、いじめが発見されたというのは、生活記録の中に自分の兄弟のクラスでいじめがあるんじゃないかというそのひと言で、学校に動いていただきまして、そして調べたところ、確かにいじめがあるというようなことがわかりまして、そして各そのクラスについて、担任の先生以外にも、複数の先生で当たっていただき、調査していただきました。そして、すぐ、ではどのようにするかということで会議を開いて、その対策を練っていただいて、家庭とも連絡をして、そしてその対応に当たったという、そういう状況でございます。

不登校については、いじめに関して不登校というよりも、いろいろ学級不適應というような形の不登校が多かったのでございますけれども、御代田町の場合は、ライフルーム、つまり中間教室を設けたことによって、非常にいま不登校が減ってきております。現在、ライフルームから保健室とか、それから心の教室相談員等もあたりまして、そちら、それから心の教室相談員で対応していただいた子どもたちは、教室に入っていくというような、いい循環の中で、非常に効果を上げていただいておりますし、いまのところ、1人、2人というような状況でございます、大変そういう点ではありがたいななどと思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） ただいま、1件ということで、実は少ないなと思いましたが、もう少し実際にはあるのではないかなと、こんな気がいたしますが、11月23日の新聞に、佐久市のいじめ報告という中で、58件あったという、佐久市ですから多いのは当然なんですけれども、これは本人からの訴えなどの独自の基準を設けたところを58件であったと。文部科学省の基準で調べた昨年度末には13件であったという、これには大きく異なっていたというような実態があったという報道があったわけですが、実際どのような調べ方、皆さんに「ありますか」と聞いたのか、できればもっとこの本人が感ずるいじめのようなものがあるかないかというような何かもっと詳しいアンケート調査みたいなものがとれないかどうか、きっとこの1件というのは、「ありますか」と聞いたような気がいたしますが、どんなような調査だったんでしょうか。

○議長（土屋 実君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） 全校でアンケート調査をしたということはありません。学年によってアンケート調査をしたということを聞いております。

それからいじめの実態については、私はこういうふうに考えるんですが、1つは、子どもたちの生の声を聞くということで、先ほども話をしたように、生活記録が1つあるかと思えます。それから日記ですよね。そのようなことで、子どもたちの生の声を聞くように心がけると。それから、教師側としては、毎日の児童・生徒の学校生活の中での表情や言動から、やはり教師が気づいていくということが大事ななと思えます。

でもこれは教師の感性にも寄るところが大きいかななんて思っておりますが、1人の教師ではなくて、複数の目から見てやるのが、非常に大事かなと思っております。

それから、学級担任とか教科担任の中で、グルーピングをすることが多いわけですが、その中で人間関係を見ていくというような形でこう進めているという、そんなような状況でございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） ただいま全学校での調査ではなかったということでありますので、1件というようなことであるかなと思っておりますが、伊那市の教育委員会では、月1回程度行っていく意向だと、月1回がいいかどうかは別にして、どこかで本当に皆さんの気持ちを聞く調査もあってもいいのではないかなと、こんなふうに思っているところです。その場合、先ほど対応ですけれども、この1件に関しては、調査、また会議を開いて家庭にもというようなお話であったと思っておりますけれども、本当に1件であれば、そのような対応でいいのかなと、まあこんなふうにも思いますが、本当に多くなってくるようでしたら、もっときめ細かなといいますか、対応があればいいかなと思っております。

ちょっと話が違ような気がしますが、このごろ北小の音楽会を、30周年のときの音楽会といいますが、音楽が、小さい人、また5年生のところまでしか見なかったんですけれども、本当に小学校の低学年の生徒が、大変元気がよかったです、5年生の、それは元気がいいか悪いかというのはちょっとどうなのか、違うかとは思いますが、高学年になると、ちょっとこういうふうになるのだなという感じがしました。というのは、1年生があまり元気がよくて、ちょっと高学年はもう少し元気がよくてもいいんじゃないかなと。何かその辺からいろいろなことが起きてくるかなと、実は私、ちょっとそんな気がいたしたわけです。もちろんそこにいじめがあったとかということとは全然違ような気がしますけれども。

いま1件と聞きまして、何かここまでこうしていくのがいいかなという気がいたしますけれども、この子どもたちがいじめにあっているとき、どこに相談していくかということが1つあるような気がいたします。まず親に相談するとか話をする、先生にするというのが普通、お友だちに相談するというのが普通のような気がしますが、私の娘がもう30過ぎていますけれども、聞きました。いじめにあったことあったかと聞きましたら、中学生ぐらいのとき、ちょっと無視されたというようなことがあったと。別にそのことでどうもなかったからよかったんですが、その点、お母さんにそのこと話したかと聞いたら、やはりお母さんに話せなかったと、こんなようなことがありまして、また先生にはわかってもらえないかもしれないからというような人がいるのではないかという中で、いまどうしたらこういう悩みを、もし、いまわからないで悩みのある子がいるとしたら、どうしたらいいかという中で調べましたら、いま県内にNPO法人で3団体が開設している相談専用電話があるということがわかりました。それは『チャイルドライン諏訪』、また、『チャイルドライン長野』、また『チャイルドライン上田』と、この3局ですけれども、週に1回から2回、午後の4時から9時まで相談に乗っているという、そういうチャイルドラインがあるということであります。

これは18歳までの子どもの専用電話で、名前など名乗る必要がなく、悩み、気持ちを打ち明ける中で、相談員がお話を聞いてくれると。そして解決する方向にもっていってくれるというような相談であるようですが、本当に子どもたち、1人で悩んでいるとなかなか自分の解決、進まないわけですが、どこかに相談するというようなことが、これからもしそういう場面がある子がいるとしましたら、あったらいいかなと、こんなふうに思っているところでございます。町の中にこのような相談電話の設置といえますか、そのような場所といえますか、あったらいいかなと思っておりますので、そんなよ

うな考えがあるかということと、例えばこのような『チャイルドライン長野』とかという、このようなものがあるよということ子どもたちにも知らせながら、広報していったらどうかと、こんな思いでいるわけですが、いま学校ではこのような相談電話みたいなものの設置は考えられないでしょうか。

○議長（土屋 実君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） 心を病む児童生徒が最近非常に多くなっております。それは、子どもたちが人間関係で非常に悩んで、うまく学級に入っていられないというようなことも出てきているのが現状でございます。

教育委員会としても、常に学校と連絡を密にしております。校長会は月1回、3校長に集まっていたいただいて、その現状を話をしていただき、定例教育委員会には学期に1回は必ず出てきていただいて、いま学校の方針、それから教育計画、そして教育課題は何なのかというようなことを発表していただきながら、そこでアドバイスをしたり、ということを行っております。

心病む児童生徒のことについては、御代田町は非常にいま厚くやっているかななんて思います。子どもたちが相談する場所ですけれども、先日の信濃毎日新聞にちょっと出ていましたけれども、女の子が一番相談している件数は、母親が1位、2位が友だち、3位が父親、先生はその後だそうです。それから男の子の方は、1位が母親、2位が父親、その次が友だちと、先生はその次というような、そんなようないま状況でございます。

それで、いま学校で心を病む児童生徒にどういうふうに温かい手を差しのべればいいのかということで、このようにやってきております。

中学校においては、先ほどもちょっと話をしましたが、ライフルームとって、中間教室を設けてあります。学校にうまく毎日登校できない子もいるものですから、町費で先生を雇って、家庭訪問とか、学校と家庭の連絡をとったり、そして学校に来た子については、そこで指導をしていただいております。主に不登校の子どもたちにやっていただいているかなと思います。

それから学級不適應、中間教室ではなくて、学級でもないという、そのところでうまく学級に入っていられない児童生徒には心の教室相談員を、やはり町費で雇っていただいております。そしてその先生に指導にあたっていただいております。

それから更に障害を持った子については、介助員も付けているというような、そんなような状況でございます。

それから小学校については、昨年度までは県から心の教室相談員が配置されていたわけですが、それが4月1日から配置がなくなりました。そこで、教育委員会としては、町の心理相談員の方、いま『エコール』にいるわけですが、午前中だけ北小と南小、両方に行っていただいて、心病む児童生徒について対応していただいております。午後は『エコール』に戻ってきて、また勤務していただいているわけです。

先ほど、チャイルドラインというような話がありましたけれども、教育委員会としては、教育委員会そのものでも受けますし、それから心理相談員のところで受けて、子どもたちの気持ちですか、悩みやなんかを聞くようなそういう体制にはしてあります。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） ただいまお聞きしましたら、本当にいろいろな対応をしていただいておりますので、結果としていじめの件数も少ないのかなと、こんなふうに思われます。今後ともまたしっかり生徒を見ていただきたいと思います、こんなふうに思っております。

このいじめの質問をするにあたり、私も新聞ですとか、またニュース、本を読んだり、いじめられた

本人の話を聞いたりする中で、本当にこのいじめの問題というものは、現代社会の社会情勢とありますが、この家庭のあり方、また、育ち方、学校のあり方や先生とのかかわりって、本当にいろいろな分野に根ざした問題点みたいなものが心の中に押し寄せてくる、この社会問題であるというふうに考えさせられました。その1つの結果が、このいじめというような形になっていると、こんなふうに思われます。

ある機関紙に、次のようなことが載っておりましてけれど、本当にそうだなと思って。

『いじめに関するニュースが後を絶たない。専門機関に寄せられる相談も急増している。いじめには、他者の個性を認め、尊敬する心を見失った姿がある。それはまた、大人社会の反映であることを忘れてはならない。いじめられている人を助けていきたい。いじめをとめる勇気を持っていきたい。このような思いやりのある、勇気のある、そういうことが豊かな社会をつくっていく条件ではないか』と、本当にそのとおりであるなど、こんなふうに思っております。

そういう中で、この他人をおもいやる心、また、裏返しますと、自分だけよければよいというのではなくて、というそんな思いの教育、また、特にこの命を大切にする、いまの子どもたち、死というものをあまり実感としてわからないという子もいるのではないかと、そんな報道もあるんですけども、死んではいけないということを教えてほしいし、本当に自分を大切にしたい気持ち、必ず1人ひとりに価値ある人間だよというようなことも教えてほしいと思います。この命の大切さ、また人を思いやる教育というようなもの、なかなかそういうことを時間をとってという事業ではないと思いますが、何かそのようなことを学校の中で教えていく場面、どんなようなところでそんなようなことをしているのか、ありましたら教えていただきたいですが。

○議長（土屋 実君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） お答えします。

他人をおもいやり、命を大切にしたい心や育む教育ということですが、3校とも知・徳・体のバランスのよい人間形成を目指した教育目標でございます。心の教育は教育の原点と考えております。どの子にも居場所といきがいと存在甲斐の持てるように、あらゆる教育活動で進めていただいております。中でも学校生活の大半を過ごす教科学習を行う学級での人間関係づくりが、もっとも大切と考えております。学級づくりなくして教科指導は成り立たないんじゃないかと思っております。1時間1時間の授業を充実させる中で、好ましい人間関係が育成されるものと確信しております。

おもいやりや命を大切にしたい教育については、学校生活の中で、あらゆる教育活動で進めておりますが、主には道徳の時間と人権同和教育の中で進めております。学年別の年間指導計画を立て、系統的に指導しております。特に人権教育については、なかよし旬間とか心の旬間などを設け、全学級全校でおもいやりや命の教育を行っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） ただいまお聞きしましたところ、本当に全校でこの命の大切さ、具体的にどのように教えているかなとも思いますけれども、しているという中で、本当に御代田町のいま小中学校、いじめがないのかなと、こんなふうに思えて、大変よろしいかなと思います。本当にこれからもそんなことをしっかりと教えていただく中で、子どもたちが本当に死んではいけないよということをしつかりと教えていただきたいと思います、こんなふうに思うところです。

実は、このいじめという、いじめとありますが、このようなことは、子ども社会ばかりでなく、大人社会にも言えることだと思います。

そういう中に職場というものがあるわけですが、特に役場の職員の皆さんの中、町長を中心に課長さん、係長さん、それぞれの責任のもと、力を合わせて町民の皆さんの福祉サービス、また安心・

安全の生活環境の整備を行って、住みよいまちづくりを進めていく、そういう機関であると、またこんなふうに思っていますが、なぜかこのごろ、大変不安な事例が聞こえてまいります。ま、これはこれとはあまり細かく申しませんが、いろいろな事業に本当に町民の皆さんにも納得されたり、携わる職員も一生懸命力を入れているのか、ちょっと心配になる点が聞こえてまいります。長としての町長さん、町の町民の皆さん、また役場の職員の皆さんの一番の拠り所であり、責任を持っていただく長であると思います。おもいやりのある行政、まちづくりというようなものが、どういうことである、どういうことである、町長のお考え、これは少し細かく申しませんがという中に、ちょっと職員の皆さんの中にこういうことでもいいのかなと思う部分があるわけです。これは朝聞かれた朝倉議員のことも含めたり、例えば焼却場のことについての説明ですとかというような中で、ちょっと心配な部分があるんですが、おもいやりのある行政というものをやっていると思いますけれども、町長のそういうことに対する思いを聞かせていただければと思います。

○議長（土屋 実君） 町長、土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） 非常に抽象的なご質問で、お答えがしづらい部分でありますけれども、行政運営のすべては住民の皆さんが住んでよかった、また、住んでみたい、そしてだれもがどこでも安心して生活できる、そんなまちづくりを進める、このことに尽きるかなと、こんなふうに思っているところであります。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） 町長が住みよいまちづくりのために力を尽くしていくということでよろしいと思いますが、是非そのようにしていただきたいし、そうなっていると思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

本当に職場としても働きやすい職場として、庁舎内もあってほしいし、また、町民の皆さんも本当にいま言うとおり、御代田町の住人でよかったと言えるようなまちづくりをしていただけたらと思うわけであります。

次に、学校の評議員制度についてであります。学校評議員制度、今回のこのようないじめ問題等が起きた場合に、何かの話し合いがなされているのか、また、学校では大変頼りにされる制度と思われませんが、通常、どのような役割をしているのか、その点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（土屋 実君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） お答えいたします。

学校評議員制度は、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域住民などの意向を学校運営に反映させ、特色ある教育活動の展開に資するために、設置しております。学校長が進める学校運営に関して、校長の求めに応じて意見を述べるものであります。評議委員は、校長の推薦により、教育委員会が委嘱しております。1校につき6名以内の委員ですが、現在は御代田町の場合は5名でやっております。任期は2年でございます。学校評議会はおよそ、学校によって違いますけど、年3回ほど実施しています。学校長から学校経営方針、課題などを説明後、授業参観、それから学校施設の参観をしていただいて、学校運営についての意見をお聞きしております。お聞きした意見を学校運営に校長として生かせるものは生かしていくというような、そんなようなことでございます。したがって、学校の様子がよくわからないと意見も述べられませんので、できるだけ学校の行事等に、あるいは授業参観等に来ていただいて、子どもの様子を見ていただいております。いじめがあったから評議会をやるのではなくて、日ごろからそういう評議会を定期的に行っているというふうに理解していただければと思います。

それから、学校の外部評価もしておりますので、そこにも参加していただいております。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） 大変大事な学校評議員制度であると思います。ただいまお聞きいたしましたら、学校の行事に参加しながら、いじめがあったからやるということではないようではありますが、この定例のというよりも、またいじめばかりでなく、何か問題といたしますか、協議しなければならないときにはそれぞれまた開いていただいて、しっかり学校の体制、または子どもたちのことも見ていただきたいと、こんな思いでおりますので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。今回、いじめについてお聞きしまして、私、本当に御代田には1件であったという中で、あ、本当にそうだったのかなと思う、よかったという意味ですけれども、今後ともそんなことで、本当にいい方向に進めていただきたいと思うわけであります。

いじめは、本当に卑劣な行為であり、絶対にあってはならないことだと思います。解決していくということは、簡単なことではないと思いますけれども、学校、家庭、地域全体で子どもたちに本当に人をおもいやる心、尊い命の大切さ等を話し合いながら、しっかりといじめのない社会をつくっていく、こんなふうにしていく、それには私たちにも大きな課題があるかななんて、こんなように思っております。

今後、御代田町が本当にいじめのない学校、町であることを願って、この点については、終わらせていただきます。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子議員の一般質問中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） 次に、男女共同参画社会の推進についてをお伺いいたします。この件につきましては、私が最初に議員になりましたときに質問したことであります。あれから13年経っております。当時、女性に対する世間の目というものが、まだ、女性のくせにとか、女に何ができるとか、女は家の道具と同じだと言われ、そのようなことを言われておりました。そのころから見ると、いま随分女性の地位の向上といたしますか、皆さんの意識の向上といたしますか、これの推進が進みまして、多くのこの施策決定の場にも女性も参画できているようになりました。

私自身、議員になったばかりのとき、女が出てきて何ができると言われたようであります。本当に微力ではありますが、女性でなくてはならない施策にも、私も少しは力を出してこれたかなと、こんなように自負いたしております。

そこで質問ですけれども、いまから10年前、10年前に、わかるかどうかわかりませんが、といまの審議会、委員会等で、または教育の場も含めてでいいですけれども、女性の登用がどのように変化してきているか、多くなっているか、きっと審議会、委員会というようなことが一番わかりいいと思いますので、そんな形ですが、もしわかりましたらお聞かせを願いたいと思います。何パーセントぐらいになっているのか。また、今後、どのようにこの問題を進めていくような目標値みたいなものもあるのかどうか、まずその点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

女性の登用の関係であります。委員会としては、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、固定資産評価委員、農業委員、民生委員等々、団体合わせまして約30団体の関係であります。平成13年度には定員が290名のうち、女性の登用が42名でありました。18年につきましては、同じ

30団体であります、総数で199名、定数ですが、199名で、女性の登用が44名ということで、2名の増になっております。しかし、13年度の女性の登用であります、14.5%であったものが、18年度につきましては、22.1%というようなことで、約7.6%のアップが図られたかなというふうに考えます。以上であります。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） ただいまお聞きいたしまして、本当に女性の登用が多くなったなという感じがいたします。本当に私自身が感じるだけでも、女性の皆さんもこういう、こういうといいますか、そういう審議会等の場に選ばれても、あ、いいですよとこう言えるような時代になってきたなということで、本当に10年ひと昔といいますけれども、女性、男女共同参画の社会が進んできているかなと、こんなふうには思っております。

10月23日、男女共同参画サミット・イン・長野というものが、長野市のメルパルク長野で行われて、行ってまいりました。そのときの基調講演に、前男女共同参画担当大臣の猪口邦子さんのお話がありました。男女共同参画社会の実現は、学校ではどうか、また、家庭の中ではどうか、職場としてはどうかと、子育て、介護の分野ではどうかと、あらゆる場面で男性と女性がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会、男女共同参画の社会づくりにあると、このようなお話がありまして、男女共同参画社会を進めるには、大きな柱の1つに、新たな少子化対策の推進という、このようなことが掲げられておりました。女性は一生のうちに出産・育児という、大切な時期がありますので、結婚し、子どもが生まれると職場を離れるとか、休業するとかという事態が生じてまいるわけでありまして、いま女性、特に若い女性は、仕事をずっと続けたいという思いが強いようでありまして、現実にはこの出産・育児の期間は仕事をしないとか、できないとかという方が多いわけでありまして、この施策の1項に、働き方の改革という項がありまして、若者の就労支援、また、パートタイム労働者の健康処遇の推進、また女性の継続就労、再就職支援、企業の子育て支援の取り組みの推進、長時間労働の是正等の働き方の見直し、働き方の見直しを含む官・民一体子育て支援推進運動と、こんなようなことがいま掲げられております。

ほかに多くの支援があるわけでありまして、この中の に、企業の子育て支援の取り組み推進というものがありまして、いま育児休業というものを男性も女性もとって行って、子育てをしましようというものが取り組まれているわけです。また、子どもが風邪、また発熱等の具合の悪いときに休めるかとか、長時間の残業等で育児は大丈夫かと、こんなようなこともこの支援の中に入っているわけでありまして、御代田町には多くの企業がございます。この働きやすい職場づくりとして、この町から企業への働きかけというようなことを行っているかどうか、またそういうことはできないのかどうか、是非御代田の町には優良企業がたくさんありますし、もちろん大きいばかりでなく、小さい職場でも、いまこういう休業をとれるんですよというようなお話をしたいわけですが、このような働きかけが現在されているかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

企業へのそのあれですけれども、具体的には県の男女共同参画センターというのがありまして、そこで研修や子育て講座、それから相談事業、それから情報提供がありますので、それらを広報『やまゆり』等に掲載していきたいというふうに考えております。また、実施しているところであります。

また、母子家庭における就労や生活相談には、引き続き地方事務所と連携をして、母子家庭の自立を促していきたいというふうに思っております。

国では、第2次の男女共同参画基本計画の重点事項として、10項目を挙げているわけではありますが、その中の政策方針決定過程への女性の参画の拡大というようなことがありまして、国が率先して取り組みを進めるといふふうに明記しております。地方公共団体、企業、各種機関、団体にも広く呼びかけて取り組みの支援をしていくといふふうにこの中では明記しておりますので、町としても今後積極的に取り組んでいきたいといふふうに考えております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） 是非、取り組みをしていただきたいと思います。

一番わかりやすいこの役場の中の職員の皆さん、いま育児休業はとられているのか、とられてどうか、とれるのか、とられているのか、そんな点はいまどのようになっているのでしょうか。

○議長（土屋 実君） 総務課長、土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） 育児休業の制度がございまして、現在とっている職員もございまして。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） 満足のいくようにとられているのでしょうか。どのぐらい、例えばとっているでしょうけれども、1年ぐらいいいのか、男性もとっているのか、その辺を。

○議長（土屋 実君） 総務課長。

○総務課長（土屋敏一君） 育児休業の願いが出されれば、そのとおり与えているということでありまして。ただ、男性でまだ届けた者はございませんけれども、制度としては確立しております。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） なかなか男性がとれないのが現状であると思います。ですけれども、もし、そのような請求がございましたら、是非、男性も女性もともに子育てをするという観点の中で、休業もとっていかれたらと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

国といたしましても、いま少子高齢社会という中で、本当にこれからの日本経済のことを考えますと、女性にも十分働ける支援をする中で、男性とともに働いてほしいと願っている部分が、国にあるわけではありますが、それには働きやすい環境の整備がされませんと、大変なことであるわけでありまして。子育て支援については、いろいろなことから私もいままで申し上げてまいりましたけれども、働きながら子どもを育てている方、いまたくさんいらっしゃいますけれども、先ほど申しましたとおり、心配なことは、子どもが病気にかかったりしたときに、どこにどうするかというような現実問題であります。

今年、町の子育てプラン策定の中で、子育ての支援センターが開設されましたが、実際、何人ぐらいの方が使用、使用といたしますかあったのか、相談があったのか、どのようにいまこの子育て支援センターが進んでいるのか、そういう中で、1ついまお聞きしたいのは、例えばいま言いました病後児保育といたしますか、ちょっと休んでいてくださいということがあるんですね。例えばおたふく風邪というんですか、なったりしたときに、もう熱はないんですけれども、いま1週間休んでいてくださいとかというようなときに、本当にお母さんがその1週間、10日を看てられるかどうかというようなためにも、何かそういう支援ができていいのかどうなのか、この子育て支援センター、できたときに、私大変喜ばしまして、これからは子育ても少し楽といたしますか、そういう機関があってよかったなど、こんなふうに思っておりましたが、いま支援センターではどのような、実際に行われているか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（土屋 実君） こども課長、土屋洋一君。

(こども課長 土屋洋一君 登壇)

○こども課長(土屋洋一君) お答えいたします。子育て支援センターは毎週火曜日、保健センターにおいて開設しております。子育て、栄養、健康に関すること、保健師、栄養士が相談に応じております。そのほか、児童館、保育園でも子育てに関することの相談に応じております。

それから、この子育て支援センターにおいて、先ほどちょっと質問がございました病後児保育ですね。これについては、時として医師の付き添いが必要な場合がございますので、対応しておりません。また、町の次世代子育て支援計画においても、計画はございません。以上であります。

○議長(土屋 実君) 内堀千恵子君。

○10番(内堀千恵子君) なかなか町では病後児保育のようなところまでいかないかなと思いますけれども、本当にこのような要望といいますか、若いお母さんたちの要望があるような気がいたしますけれども、そんなこともできていったらなと思っております。

いま、保健センターでやっていることはわかりましたけれども、実際、何人ぐらいどうだというようなことはわからないでしょうか。

○議長(土屋 実君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) お答えします。

正確な利用している人数というのはちょっといまここでは把握していないのでありますが、週1回決めて、その中で午前中相談を行っているところであります。以上です。

○議長(土屋 実君) 内堀千恵子君。

○10番(内堀千恵子君) いずれにしても、数のことはいいような気がいたしますけれども、実際にどうなっているか、開いていますよというだけでは何か活用されていないような気がちょっといたしますので、今後でもいいですので、少し広報をきちんとしながら、是非、お母さんたち、何かありましたらどうぞというような形で、新センターしっかりやっていただきたいと、こんなように思います。また、実態がわかりましたら、ちょっとまた教えていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、このお母さんたちの意見をまた改めて聞いていただくこともいいような気がいたします。そのうえで、どのような支援ができるのか、また、もちろんできないこともあるかもしれませんが、そんなことを進めていっていただきたい。プランができたとき、本当に私もよかったと思ったわりに、何か以前と同じかなと、実態がそんな気がしますが、お願いをしたいと思います。

ただいまお聞きいたしましたことは、小さいお子さんのことでありますけれども、当然小学校へ入ってから、お母さん、お父さん、両親が働いているというお宅、大勢あるわけでありまして。国では、文部科学省また厚生労働省等で創設されました放課後こどもプランというものがありますが、町ではこの点について対応を考えているのかどうなのか、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長(土屋 実君) こども課長。

○こども課長(土屋洋一君) こども課長と教育次長という立場でお答えいたします。

このほど、いま議員おっしゃったように、このほど、厚生労働省と文科省で連携を図りまして、放課後こどもプランを創設いたしました。ただ、具体的なところはまだ詰まっております。両省で考えている概要は、子どもの安全で健やかな居場所の確保、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組み、充実などを目的に、学校施設を利用して小学校の児童生徒のために放課後対策事業を実施しようとするものでございます。

内容は、子どもたちの勉強の補習授業と現在の児童クラブですね、これはこども課関係でやっている

わけですが、児童クラブの二本立てであります。

詳しく内容が示された後、検討し、将来的には当町においてもこの事業を実施していく必要があると思います。

ただ、わかる範囲内でお答えしますと、今後やっていく、あるいは準備ということになりますと、運営委員会を設置すること、あとこのいま言いましたように補習授業と児童クラブ、こちらの連携方策の検討、あと利用者の見込み、こういうものを検討していかなければだめだろうと。それと、課題もごさいます。保護者負担、必ず導入しなさいと。これはもうこども課の方でございしますが、いわゆる児童クラブですね、必ずこれは保護者負担を導入してくださいと。それと教室の確保ですね。南小の方は何とかなるのではないかと、増築いたしましたから、考えておりますが、北小の方が増築する場所はない、教室は空いてないということでございますので、ちょっと難しいかなというふうに考えるわけでありませう。いずれにしても必要性はあるんじゃないかと、こんなふうに考えております。あと、補習授業の安全管理員とか学習アドバイザーの確保ですね。それと児童クラブの指導員の確保ということになるわけでございますが、文科省もそうでございますし、児童クラブもそうでございますが、いわゆるボランティア的な人をお願いしてなんていう話がございます。非常に廉価の報酬でお願いするよというよなことで、そういう方が確保できるのかどうか、これから団塊の世代が退職するわけでございますが、理解していただける方が見つかるかどうかということも、1つの課題でございます。いま申し上げましたように、必要性は感じております。今後、確定的なことが示された時点で検討に入りたいと、こんなふうに考えております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） 何かありそうですけれども、ま、いずれにしましても、放課後の対策というものも、本当に、特に働いているお母さん、両親の方にとっては、大変ありがたいことであると思ひます。少々保護者の負担も導入ということでありませうけれども、町としても何かいい方向でこんなことができればと、また、北小が空いている教室がなかったら、何とか確保できないかどうかわかりませうけれども、いい場所にそんなことも確保していただきながら、子どもたちが安全で、また補習もありませんので、学習にも力を入れていただくと、そういう中で、また特別にお母さんたちが働ける、しっかりと安心して働けるということにつながっていくとしたら、大変いいことであるかなと、こんなふうに思ひております。

男女共同参画社会をつくっていくためには、実は先ほど、ちょっとお話があったように、5本の柱があります。人権の尊重、社会における制度慣行について、政策決定の場への男女共同参画、また、仕事と家庭の両立支援、国際的協調と、このようなことではありますが、今回は仕事と家庭についてを中心にお聞きいたしました。今後とも、この男性も女性も、子どもも高齢者も、すべての人がお互いに認め合ひ、社会の一員として、本当に平等に活動したり参画したこの社会をつくっていきたい、こんなふうに思ひております。なかなか男女共同参画ということをはりながら、難しいことだとは実は私自身も思ひておりますけれども、そういう意味では、女性の立場、男性の立場で、しっかりとその人その人の立場で、この御代田町をいい方向に向けるために、力を出し合ひていききたいと、こんな思ひで私もいるところでございます。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告5番、内堀千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたします。

明日は10時から、引き続き一般通告質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時14分